

令和7・8年度
県営建設工事競争入札参加資格審査
申請の手引き（本番年）

《県内企業用》

〔令和6年 11月〕

岩手県 県土整備部 建設技術振興課

この手引きの内容に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

最寄りの広域振興局土木部・土木センター〔14 ページ参照〕

岩手県 県土整備部 建設技術振興課（建設業振興担当）

〒020-8570 盛岡市内丸 10-1

電話：019-629-5943 FAX：019-629-2052

E-mail：AG0002@pref.iwate.jp

【 目 次 】

I	資格審査の概要	1
II	申請の手続き	13
III	提出書類・提示書類と提出部数	15
IV	申請書の記入事項と添付する書類	17
V	申請後の手続き等	45
VI	申請書提出前のチェックリスト	48
VII	県営建設工事の入札実務	49
参考1	発注標準金額	50
参考2	コード表	51

I 資格審査の概要

岩手県が発注する工事の入札に参加するためには、あらかじめ競争入札参加資格審査を申請し、県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていることが必要です。

1 申請を受け付ける工事種別

岩手県の県営建設工事の工事種別は、以下の 19 業種です。

- | | | | |
|-----------|----------|--------------------|----------|
| ① 土木工事 | ② 建築一式工事 | ③ 電気設備工事 | ④ 管設備工事 |
| ⑤ 補装工事 | ⑥ 鋼橋上部工事 | ⑦ プレストレスト・コンクリート工事 | ⑧ 法面処理工事 |
| ⑨ 機械設備工事 | ⑩ 塗装工事 | ⑪ グラウト工事 | ⑫ 通信設備工事 |
| ⑬ しゆんせつ工事 | ⑭ 造園工事 | ⑯ ポーリング工事 | ⑯ 消防設備工事 |
| ⑰ 標識設置工事 | ⑱ 鋼工作物工事 | ⑲ 防水工事 | |

2 申請要件

(1) 申請者の欠格要件

以下のいずれかに該当する企業は、県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載できません。

ア 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人等）及び破産者で復権を得ない者

イ 県営建設工事競争入札参加資格を取り消され、取消しの日から 2 年を経過しない者

ウ 下記の税を滞納している者

- ① 岩手県の県税（全ての税目）
- ② 法人税（国税：法人の場合）
- ③ 申告所得税及び復興特別所得税（国税：個人事業主の場合）
- ④ 消費税及び地方消費税

エ 雇用する労働者（適用除外の者を除く。）が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っていない者

オ 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

カ 経営事項審査の審査基準日（決算日）が、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの期間に属する総合評定値通知書を有していない者

(2) 申請する工事種別ごとの欠格要件

申請する工事種別において、以下のいずれかに該当する企業は、その工事種別については、県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載できません。

ア 申請する工事種別に対応した建設業許可を受けていないとき

【「申請する工事種別」と建設業許可における「建設工事の種類」の対応表】

	申請する工事種別	建設業許可における「建設工事の種類」
①	土木工事	土木一式工事
②	建築一式工事	建築一式工事
③	電気設備工事	電気工事
④	管設備工事	管工事
⑤	舗装工事	舗装工事
⑥	鋼橋上部工事	鋼構造物工事
⑦	プレストレスト・コンクリート工事	土木一式工事

⑧	法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
⑨	機械設備工事	機械器具設置工事、鋼構造物工事 又は 水道施設工事 (いずれか1種類以上)
⑩	塗装工事	塗装工事
⑪	グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事
⑫	通信設備工事	電気通信工事
⑬	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
⑭	造園工事	造園工事
⑮	ボーリング工事	さく井工事 又は とび・土工・コンクリート工事 (いずれか1種類以上)
⑯	消防設備工事	消防施設工事
⑰	標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事
⑱	鋼工作物工事	鋼構造物工事
⑲	防水工事	防水工事

備考

法面処理工事 モルタル吹き付け、種子吹き付け、樹脂吹き付け等の工事をいう。

機械設備工事 機械設備に関する工事で電気設備、管設備（暖冷房衛生設備等）及び通信設備に含まれないもの（水閘門、エレベーター、下水処理場、浄水場等の設備）をいう。

塗装工事 建物塗装、橋梁塗装、区画線、道路標示その他一般塗装をいう。

通信設備工事 電話交換機械設備及び電光式道路情報板設置工事を含む。

鋼工作物工事 鋼構造物に関する工事で鋼橋上部工事及び機械設備工事以外のもの（鉄骨工事、鉄塔工事、鋼製スノーシェッド設置工事等）をいう。

防水工事 建物防水をいう。

イ 経営事項審査の総合評定値通知書において、申請する工事種別に対応した完成工事高がないとき（完成工事高が「0」の場合を含む）

注：機械設備工事、グラウト工事、ボーリング工事、標識設置工事、鋼工作物工事については、完成工事高に算入することができる具体的な工事内容に限定があります。（詳細は、4(1)(P3)を参照してください。）

ウ 申請する工事種別について、経営業務の管理責任者、営業所専任の技術者以外に技術者が在籍しておらず、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況がないとき ※経営業務の管理責任者及び営業所専任の技術者の他にも技術者の在籍を求めています。

エ 申請する工事種別が土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、舗装工事においては、「6 技術者数の要件」（P10参照）に掲げる技術者数の要件を満たしていないとき

3 資格審査の方法

申請する工事種別ごとに、経営事項審査の総合評定値（P点）により算出される「**経営事項評価点数**」（一部完成工事高の調整有り（詳細は P.3））と県独自の評価項目により申請者の取組等を評価する「**技術等評価点数**」の合計点数である「**総合点数**」を算出します。また、5業種（土木工事、

建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、舗装工事)については、「**技術者数の要件**(詳細はP.10)」がありますので、これらを適用し審査を行います。

土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、舗装工事は、等級別区分(A級、B級、C級への格付け)を行います。

等級別区分のある上記5業種については、岩手県内に主たる営業所を有する**県内企業についてのみ、希望等級の申告を受付します**。ただし、「総合点数」及び「技術者数の要件」によって適用される**本来の等級よりも上位の等級へ格付けされることはありません**。

等級の希望について、記載要領を確認し、必ずご記載ください。

※ 等級別区分ごとに決定される総合点数の基準点数は、発注件数及び公共事業費の見通しを勘案して、2年ごと見直しを行っております。

4 経営事項評価点数(経営点数)

申請する工事種別に対応する建設業許可の「建設工事の種類」に係る経営事項審査の総合評定値(P点)を経営事項評価点数とします。

ただし、一部の工事種別については、申請する工事種別と建設業許可の「建設工事の種類」が単純対応しないこと等の理由により、年間平均完成工事高に関する評点(X1評点)、技術職員数及び元請完成工事高に関する評点(Z評点)は、以下のとおり計算します。

(1) 年間平均完成工事高(X1評点)

ア 申請する工事種別の完成工事高に算入する建設工事の内容に限定があるもの

	申請する工事種別	完成工事高に算入する建設工事	
		建設工事の種類	建設工事の内容
⑨	機械設備工事	鋼構造物工事	水閘門に限る
		機械器具設置工事	機械器具設置工事全て
		水道施設工事	下水処理場、浄水場等の機械設備に類する工事に限る
⑪	グラウト工事	とび・土工・コンクリート工事	グラウト工事に類する工事に限る
⑯	ボーリング工事	とび・土工・コンクリート工事	ボーリング工事に類する工事に限る
		さく井工事	さく井工事全て
⑰	標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事	標識の設置工事に限る
⑱	鋼工作物工事	鋼構造物工事	鋼橋上部工事又は機械設備工事に該当しない工事に限る

イ 申請者の希望により、申請する工事種別の完工工事高に、他の建設工事の完工工事高を合算することができるもの

	申請する工事種別	完工工事高に合算することができる建設工事	
		建設工事の種類	建設工事の内容
①	土木工事	とび・土工・コンクリート工事 解体工事	とび・土工・コンクリート工事全て 解体工事全て
②	建築一式工事	解体工事	解体工事全て
⑨	機械設備工事	清掃施設工事	ごみ処理施設、し尿処理施設の機械設備に類する工事に限る
⑪	グラウト工事	土木一式工事	大部分がグラウト工事の内容である場合に限る

【留意点】

(ア) 複数の工事種別に完工工事高を重複して合算することはできません。

例：土木工事と法面処理工事を申請する場合

⇒ 合算対象となるとび・土工・コンクリート工事の完工工事高は、法面処理工事の完工工事高を除いた値となります。

(イ) 申請する工事種別に対応する建設工事の完工工事高が「0」の場合は、他の建設工事の完工高を合算する取扱いはできません。

例：土木工事の資格審査を申請する場合

⇒ 経営事項審査で土木一式工事の完工工事高があることが必要です。土木一式工事の完工工事高がなく、とび・土工・コンクリート工事のみの完工工事高がある場合、土木工事の県営建設工事競争入札参加資格者名簿には登載できません。

(ウ) 解体工事の完工工事高は、土木工事又は建築一式工事のいずれか一方にしか合算できません。

例：土木工事と建築一式工事を申請するにあたり解体工事の完工工事高を土木工事の完工工事高に合算して申請する場合

⇒ 解体工事の完工工事高全額を土木工事に合算してください。建築一式工事に解体工事の完工工事高を合算することはできません。

(2) 技術職員数及び元請完工工事高（Z評点）

申請する工事種別が機械設備工事、ボーリング工事の場合、建設業許可の「建設工事の種類」のうち、申請者に最も有利な評点を使用して算定します。

5 技術等評価点数

岩手県では、技術等評価点数として、次の評価項目について評点化して審査を行います。

評価項目	内 容	点 数	参照 へ・い・
(1) 工事成績評点	<p>平成 30 年度から令和 5 年度までの工事成績を用いて、次の計算式により算定する。 【挙証資料：不要】</p> $\left[\frac{(\text{成績評定} \times \text{請負契約額}) + \dots}{\text{請負契約額} + \dots} - 65 \right] \times 5 + \alpha$ <p>○対象となる建設工事 規程第 2 条第 1 号に規定する県営建設工事のうち、平成 30 年度から令和 5 年度までの間に完成したもので、完成検査時点の請負契約額（税込）が 250 万円以上の工事。 ただし、経常共同企業体（経常 JV）又は復旧・復興建設工事共同企業体（復興 JV）が施工したものを除く。</p> <p>○成績評定 「請負者施工成績評定要領」（平成 13 年 4 月 13 日付け建技第 36 号、以下「評定要領」という。）第 5 に定める評定点。</p> <p>○請負契約額 県営建設工事の完成時点での請負契約額（税抜）。</p> <p>ただし、特定共同企業体（特定 JV）で施工した工事の場合には、当該特定共同企業体に係る出資の割合を乗じた額。</p> <p>○上記の計算式の 65 評定要領別記様式 1 の表中、評定点（65+加減点合計）の 65 点。</p> <p>○上記の計算式の 5 係数</p> <p>○ α 過去 6 年度の間の工事成績の平均点数（請負契約額による加重平均）の状況により加点（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入して得た点数）。 <ul style="list-style-type: none"> • 75 点以上 80 点未満 1 点～5 点（加点幅 1 点） • 80 点以上 85 点未満 8 点～20 点（加点幅 3 点） • 85 点以上 25 点～100 点（加点幅 5 点） <p>※ この項目は、県にて算出する項目です。4 月中旬に申請者宛てに送付する申請内容の確認帳票にてお示ししますので、ご確認いただき、誤り等がある場合はお申し出ください。</p> </p>	-440 点 ～275 点	—
(2) 優良県営建設工事表彰	令和 5 年度又は令和 6 年度に、岩手県の優良県営建設工事表彰を受賞。 【挙証資料：不要】	1 件 20 点 [上限:40 点]	—
(3) 優良下請負企業表彰	令和 5 年度又は令和 6 年度に、岩手県の優良下請負企業表彰を受賞。 【挙証資料：不要】	1 件 20 点 [上限:40 点]	—
(4) 優秀建設施工者岩手県知事表彰	令和 7 年 1 月 31 日において、優秀建設施工者岩手県知事表彰を受賞した者を雇用。 【挙証資料：表彰状の写し】	1 人 10 点 [上限:20 点]	28

評価項目	内 容	点 数	参照 へ→
(5) 東北地方工事 安全施工推進大 会優良企業(現場 代理人)表彰	<p>令和5年度又は令和6年度に、東北地方工事安全施工推進大会（SAFETY2023 又は 2024）の優良企業（現場代理人）表彰を受賞。</p> <p>加点を希望する場合は、様式第1号の「技術等評価点数」の「代理人」欄に点数をご記入ください。</p> <p>【挙証資料：不要】</p>	10点	—
(6) 除排雪業務の 受託	<p>令和5年度又は令和6年度において国土交通省、岩手県、岩手県内市町村又は高速道路会社から道路、港湾、空港、漁港の除排雪業務（融雪剤散布を含む。）を受託（下請けも含む。）。</p> <p>ただし、国土交通省及び高速道路会社からの業務受託は、岩手県内の業務に限る。</p> <p>【挙証資料：契約書等の写し】</p>	1 契約 15点 [上限:45点] (除排雪業務の受託と緊急修繕業務の実施を合わせて上限 45点)	28
(7) 緊急修繕業務 の実施	<p>令和5年度又は令和6年度において岩手県又は県内市町村（一部事務組合及び公の施設の指定管理者を含む。）の要請に基づき、公共土木施設又は建築物に係る緊急修繕業務を実施した場合（下請も含む。）。</p> <p>【挙証資料：契約書・実施報告書等の写し又は証明書】</p> <p>報告書は写真等で実施状況がわかるものを添付する。</p> <p>実施状況がわかるような資料を添付するのが望ましい。 なければ管理者に発行してもらう証明書で可。</p>	10点	30
(8) 岩手県又は建 設関係団体が実施 する災害対応訓練 への参加	<p>令和4年度又は令和5年度に、岩手県又は建設関係団体（(一社) 岩手県建設業協会、(一社) 岩手県空調衛生工事業協会、(一社) 岩手県電業協会に限る。）が実施する災害対応訓練（家畜伝染病対応訓練を含む。）に参加。</p> <p>【挙証資料：訓練主催者が発行する訓練参加証明書等】</p>	1件 10点 [上限:50点]	30

評価項目	内 容	点 数	参照 へ→
(10) 地域貢献活動	<p>ア 令和4年度又は令和5年度に、以下の基本4要件を充足する地域貢献活動を実施。</p> <p>(i) 対価を伴わない自主的非営利活動 (ii)企業としての取組み (iii)具体的な活動実績 (iv)活動内容の客観的挙証</p> <p>(分類1) 地域の社会資本の現況把握 2点/回 (分類2) 地域の建設業を担う次世代育成支援 6点/回 (分類3) 地域への技術力の還元 4点/回 (分類4) その他地域貢献活動 2点/回</p> <p>イ 令和7年1月31日において、消防団員に任命されている者を雇用 5点/人</p> <p>【挙証資料：ア 活動状況等を客観的に確認できるもの】 【挙証資料：イ 社会保険関係通知書等（提示）】</p>	1回／人 2点～6点 [上限:50点]	32
(11) 障がい者の雇用	令和7年1月31日において、障がい者を雇用。ただし、障外者の雇用促進等に関する法律に基づき、雇用を義務付けられている場合は、法定雇用率を達成している場合に限る。 【挙証資料：障害者雇用状況報告書の写し又は障害者手帳の写し等】	10点	34
(12) 建設業従事職員数	<p>ア 令和7年1月31日において、建設業に従事する職員を雇用。</p> <p>イ 令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に採用され、令和7年1月31日において雇用されている者は、1人につき更に1点加点。(下記(14)新卒者継続雇用加点者を除く。)</p> <p>【挙証資料：社会保険関係通知書等（提示）】</p>	1人1点 [ア及びイの上限:50点]	35
(13) いわて地球環境にやさしい事業所認定取得	令和7年1月31日において、いわて地球環境にやさしい事業所認定制度の認定区分★★★又は★★★★★を取得。 (経営事項審査において ISO14001認証取得に係る加点を受けている場合は、加点しない。) 【挙証資料：認定証の写し】	8点	36

評価項目	内 容	点 数	参照 へ→
(14) 新卒者継続雇用	<p>以下の者を令和5年2月1日から令和7年1月31日までの間に採用し、令和7年1月31日まで継続して常時雇用。</p> <p>ア 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部若しくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業後3年以内の者</p> <p>イ 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を修了後3年以内の者</p> <p>【挙証資料：社会保険関係書類（提示）、卒業証書等の写し】</p>	1人15点 [上限:45点]	37
(15) 新分野進出	<p>ア 令和5年度又は令和6年度に岩手県の新分野進出等表彰を受賞</p> <p>イ 令和3年度又は令和4年度受賞企業で加点継続認定を受けた場合</p> <p>ウ 令和5年度又は令和6年度に岩手県の新分野進出等奨励企業と認定</p> <p>※ 同じ企業が複数年度又は複数分野で表彰等を受けている場合、点数が高いものを加点。</p> <p>【挙証資料：不要】</p>	ア及びイ 最優秀賞 20点 優秀賞 10点 ウ 奨励賞 5点	—
(16) 次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法による一般事業主行動計画の策定	<p>令和7年1月31日において、次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法による一般事業主行動計画を策定。</p> <p>【挙証資料：一般事業主行動計画策定・変更届の写し（労働局の受付印のあるもの。）】</p>	6点	37
(17) いわて子育てにやさしい企業等認証取得	令和7年1月31日において、いわて子育てにやさしい企業等認証を受けている場合。 【挙証資料：不要（県HP等で確認可能）】	2点	38
(18) いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）認定取得	令和7年1月31日において、いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）認定を受けている場合 【挙証資料：不要】	2点	
(19) 週休2日制による4週8休の達成	<p>ア 令和4・5・6年度に完成した国、県、県内市町村発注工事において、週休2日相当（4週8休）の取組を実施し、発注者から証明書が発行されている場合</p> <p>イ 就業規則等で、技術系職員を含めた従業員の休日を4週8休又は年間105日以上と規定し、労働基準監督署に届け出ている事業者</p>	ア 10点 イ 15点	38

	<p>【挙証資料：ア 週休2日相当の取組を証明できる資料】</p> <p>【挙証資料：イ ①～③（変形労働時間制を採用していない場合は①及び②）すべて</p> <p>①労働基準監督署の受領印のある就業規則又は年間休日カレンダーの写し</p> <p>②三六協定に関する協定届</p> <p>③変形労働時間制に関する届出書</p>		
(20) 指名停止措置	<p>令和5年度又は令和6年度に県営建設工事に係る指名停止等措置基準により指名停止措置を受けた場合。</p> <p>※ この項目は、県にて算出する項目です。4月中旬に申請者宛てに送付する申請内容の確認帳票にてお示ししますので、ご確認いただき、誤り等がある場合はお申し出ください。</p> <p>【挙証資料：不要】</p>	(-10点) ×指名停止月数 (様式第1号への記入不要)	—
(21) 県営建設工事競争入札参加資格の取消し	<p>令和5年度又は令和6年度に県営建設工事競争入札参加資格の取消しを受けた場合。</p> <p>【挙証資料：不要】</p>	-50点	—
(22) コンプライアンスの取組	<p>コンプライアンスの取組（ア～エ）のいずれかを実施していない場合</p> <p>《上位等級の格付要件》</p> <p>ア～エすべてを実施していること。</p> <p>ア コンプライアンス・マニュアルを作成。</p> <p>イ コンプライアンスに関する担当部署又は担当者を設置。</p> <p>ウ 従業員が相談及び通報ができる窓口を設置。</p> <p>エ 令和5年2月1日から令和7年1月31日までの間に、企業内においてコンプライアンスに関する研修会、講演会等を実施。</p> <p>※上位等級の格付対象となる5業種（土木・建築一式・電気・管・舗装）以外の工事種別についても、減点対象となりますのでご留意ください。</p> <p>【挙証資料：コンプライアンス・マニュアル、研修会資料次第・表紙等】</p>	-20点	39

7 技術者数の要件

- (1) 土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、舗装工事については、下記技術者数要件表のとおり技術者数の要件が設定されています。要件表では、必要な技術者総数及び1級相当の技術者数を示しています。
- (2) 技術者数は、技術者登録連絡票に記載のある技術者を工事種別ごとに集計します。(経営業務の管理責任者となっている技術者及び営業所専任の技術者を含んだ全技術者を集計します。)
- (3) 各工事種別に対応する資格等については、P11、12 及び P53～の資格区分表のとおりです。

1級相当 1級建設機械施工技士、各業種の1級施工管理技士、一級建築士、各業種の技術士
2級相当 2級建設機械施工技士、各業種の2級施工管理技士、二級建築士、第一種電気工事士、職業能力開発促進法による資格、実務経験資格 等

技術者数要件表			
業種	格付	資格の名称	要件（技術者数） () 内…1級相当の技術者数
土木	A	土木施工管理技士等	12人以上(5人以上)
	B	〃	6人以上(3人以上)
	C	〃	3人以上(1人以上)
建築一式	A	建築施工管理技士等	8人以上(4人以上)
	B	〃	5人以上(1人以上)
	C	〃	3人以上(要件なし)
電気設備	A	電気工事施工管理技士等	6人以上(3人以上)
	B	〃	3人以上(1人以上)
管設備	A	管工事施工管理技士等	5人以上(2人以上)
	B	〃	3人以上(1人以上)
舗装	A	土木施工管理技士等	8人以上(4人以上)
		舗装施工管理技術者(1級) ※土木施工管理技士等との重複可	1人以上
	B	土木施工管理技士等	3人以上(1人以上)
		舗装施工管理技術者(2級以上) ※土木施工管理技士等との重複可	1人以上

[例] 土木工事A級の場合

12人以上(5人以上) → 1級又は2級相当の技術者数が12人以上必要であり、かつ、そのうち1級相当の技術者が5人以上必要となる。

注 上記技術者数の要件を満たしている場合でも、全ての工事種別について、「経営業務の管理責任者」、「営業所専任の技術者」以外に技術者が在籍しておらず、工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる状況にない場合は、県営建設工事競争入札参加資格者となることはできません。

資格区分表

根 拠	資 格 区 分	建設工事の種類				
		土木	建築	電気	管	舗装
建設業法	法第7条第2号 イ該当	△	△	△	△	△
	法第7条第2号 ロ該当	△	△	△	△	△
	法第15条第2号 ハ該当（同号イと同等以上）	△	△	△	△	△
	1級 建設機械施工技士	◎				◎
	2級 ノ（第1種～第6種）	○				○
	1級 土木施工管理技士	◎				◎
	2級 ノ（土木）	○				○
	1級 建築施工管理技士		◎			
	2級 ノ（建築）		○			
	1級 電気工事施工管理技士			◎		
	2級 ノ			○		
	1級 管工事施工管理技士				◎	
	2級 ノ				○	
建築士法	一級 建築士		◎			
	二級 ノ		○			
技術士法	建設・総合技術監理（建設）	◎		◎		◎
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎		◎		◎
	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	◎				
	電気電子・総合技術監理（電気電子）			◎		
	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）				◎	
	上下水道・総合技術監理（上下水道）				◎	
	上下水道「上下水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上下水道及び工業用水道」）				◎	
	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎				
	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎				
	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）				◎	
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）				◎	
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）				◎	

根 拠	資 格 区 分	建設工事の種類				
		土木	建築	電気	管	舗装
電 気	第一種 電気工事士			○		
工 事 士 法	第二種 " (3年)			○		
電気事業法	電気主任技術者（第一種～第三種）（5年）			○		
水 道 法	給水装置工事主任技術者（1年）				○	
職業能力開発促進法	1級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管				○	
	2級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（3年）				○	
	1級給排水衛生設備配管				○	
	2級給排水衛生設備配管（3年）				○	
	1級配管・配管工				○	
	2級配管・配管工（3年）				○	
	建築設備士（1年）			○	○	
	計装（1年）			○	○	
	登録基幹技能者			△	△	△

注1 「○」は、指定5業種の格付要件で「1級相当」に、「○」及び「△」は「2級相当」にそれぞれ該当するものです。

(ただし、「△」は、該当する建設工事の種類においてのみ有効。)

2 資格名の右側に括弧書きで記載されている年数は、当該資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。

3 職業能力開発促進法による等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要します。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上を要します。

II 申請の手続き

1 申請手続きの流れ

岩手県の県営建設工事競争入札参加資格審査の事務の流れは、以下のとおりです。

- (1) 令和7年1月上旬 技術者登録連絡票を送付（県⇒令和5・6年度名簿登載者）

現行の令和5・6年度資格者名簿登載者に対して、令和7年1月1日現在の技術者の状況を記載した「技術者登録連絡票」を送付します。

審査基準日の令和7年1月31日現在で異動がなければ、そのまま令和7・8年度の申請書類となりますので、令和6年12月までの技術者の異動の届出処理については、令和6年12月中旬に完了されますよう、御協力をお願いします。



- (2) 令和7年2月1日(土)～2月28日(金) 申請書受付（申請者⇒県）

所管の広域振興局土木部・土木センターに申請書を提出してください。



- (3) 令和7年3月～4月 申請書の記載内容のデータ処理（県）

提出された申請書の記載事項をシステムに登録します。



- (4) 令和7年4月中旬 登録事項の確認（県⇒申請者）

県がシステムに登録したデータに誤りがないかどうか確認していただくため、システムから出力した帳票を各申請者に送付します。

確認いただく事項は、次のとおりです。

ア 申請書の「様式第1号」及び「様式第1号別紙」の登録内容

イ 技術等評価点数の登録内容と評価点数（工事成績評点を含む。）

ウ 技術者登録連絡票の登録内容

技術者数は、令和7年1月31日（審査基準日）における技術者数を登録します。

登録内容に疑問があり、自己点検を行った結果、誤りがあった場合は、岩手県国土整備部建設技術振興課へFAX（019-629-2052）で申し出てください。

申請書を提出した後に、申請書の記載事項に変更が生じた場合は、「県営建設工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第13号）」を提出してください。



- (5) 令和7年5月下旬 資格審査結果通知書の送付（県⇒申請者）

資格審査の結果、適切であると認められた場合は、申請者に対し県営建設工事競争入札参加資格審査結果通知書を郵送します。

通知書は直ちに確認するとともに、名簿有効期間中紛失しないよう大切に保管してください。



- (6) 令和7年6月1日 令和7・8年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載

有効期間は、令和7年6月1日から2年間（令和9年5月31日まで）です。

2 提出方法及び受付期間

次の期間内に3の提出場所に直接持参し申請書を提出してください。

受付期間：令和7年2月1日(土)から2月28日(金)までの午前9時から午後4時まで
(ただし、土日祝日を除く。)

なお、県内企業対象の資格審査申請において、年間委任状（受任者を設定する場合）及び使用印鑑届等は提出を求めていないので、提出しないでください。

また、提出日時・受付会場等について、各広域振興局土木部又は土木センターが別途指定する場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

3 提出場所

主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部・土木センター

【提出場所一覧】

受付機関	所在地	電話番号	Mail アドレス	所管区域
盛岡広域振興局 土木部	盛岡市内丸11-1 盛岡地区合同庁舎	(019) 629-6656	BA0006@pref.iwate.jp	盛岡市 滝沢市 零石町 紫波町 矢巾町
岩手 土木センター	岩手郡岩手町大字 五日市9-48	(0195) 62-2888	ba0012@pref.iwate.jp	八幡平市 葛巻町 岩手町
県南広域振興局 土木部	奥州市水沢大手町1-2 奥州地区合同庁舎	(0197) 22-2881	BD0006@pref.iwate.jp	奥州市 金ヶ崎町
花巻 土木センター	花巻市花城町1-41 花巻地区合同庁舎	(0198) 22-4971	BB0005@pref.iwate.jp	花巻市 遠野市
北上 土木センター	北上市芳町2-8 北上地区合同庁舎	(0197) 65-2738	BC0005@pref.iwate.jp	北上市 西和賀町
一関 土木センター	一関市竹山町7-5 一関地区合同庁舎	(0191) 26-1418	BE0004@pref.iwate.jp	一関市 平泉町
沿岸広域振興局 土木部	釜石市新町6-50 釜石地区合同庁舎	(0193) 25-2708	BI0005@pref.iwate.jp	釜石市 大槌町
宮古 土木センター	宮古市五月町1-20 宮古地区合同庁舎	(0193) 64-2221	BJ0007@pref.iwate.jp	宮古市 山田町
岩泉 土木センター	下閉伊郡岩泉町岩泉 字松橋24-3 岩泉地区合同庁舎	(0194) 22-3116	BJ0010@pref.iwate.jp	岩泉町 田野畠村
大船渡 土木センター	大船渡市猪川町字前田6-1 大船渡地区合同庁舎	(0192) 27-9919	BG0005@pref.iwate.jp	大船渡市 陸前高田市 住田町
県北広域振興局 土木部	久慈市八日町1-1 久慈地区合同庁舎	(0194) 53-4990	BK0006@pref.iwate.jp	久慈市 洋野町 普代村 野田村
二戸 土木センター	二戸市石切所字荷渡6-3 二戸地区合同庁舎	(0195) 23-9209	BL0005@pref.iwate.jp	二戸市 軽米町 一戸町 九戸村

III 提出書類・提示書類と提出部数

(1) 提出書類

以下の表の順番にA4横方向・天つづりで、3部（正本1部、副本（コピー）2部）提出してください。

No.	提 出 書 類	○：必須 △：該当者	解説 ページ	備 考
1	申請書（様式第1号及び別紙）	○	17	
2	経営事項審査の総合評定値通知書（写）	○	22	
3	工事経歴書（様式第3号）	△	22	
4	申請する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高（様式第4号）	△	23	機械設備、グラウト、ボーリング、標識設置、鋼工作物工事のいずれかを申請する場合（完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。）
5	技術職員名簿（様式第5号）	○	24	
6	納税証明書（原本・発行後3ヶ月以内）	○	26	正本には原本、副本には写しを添付 ※電子納税証明書の場合は、PDF形式（QRコードが印字されているもの）のコピー（正本及び副本分）及び電子データをメールにて提出すること。
7	雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類	△	27	経営事項審査の総合評定値通知書で加入を確認できない場合。 ただし、令和2年10月1日以降に建設業許可（いずれかの申請区分）を申請し、取得した場合は不要。
8	優秀建設施工者岩手県知事表彰受賞者の表彰状の写し	△	28	
9	除排雪業務の受託状況を確認する書類	△	28	
	緊急修繕業務の実績を確認する書類	△		
10	岩手県又は建設関係団体が実施する災害対応訓練への参加状況を確認する書類	△	30	「建設関係団体」は、（一社）岩手県建設業協会、（一社）岩手県空調衛生工事業協会、（一社）岩手県電業協会に限る。
11	災害緊急時活動実施報告書（様式第7号）	△	30	
12	地域貢献活動実施報告書（様式第8号）	△	32	
	実施したことの証する資料	△		
13	消防団員雇用状況確認書（様式第9号）	△	33	市町村長又は消防団員から証明を受けたうえで提出。
14	障がい者の雇用を確認する書類	△	34	障がい者雇用状況報告書の写し、障がい者手帳の写し等（手帳は提示のみ）
15	建設業従事職員名簿（様式第6号）	○	35	様式に加え、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に関する提示書類が必要です。
16	いわて地球環境にやさしい事業所認定書（写）	△	36	認定区分★★★～★★★★の者 経営事項審査でISO14001取得の加

				点がない者
17	新卒者職員調書（様式第10号） 卒業（修了）証明書又は卒業（修了）証明書等の写し	△	37	
18	一般事業主行動計画策定・変更届（写）	△	37	要：労働局受付印
19	4週8休等の達成状況（様式第18号） 達成状況を確認するための書類	△	38	就業規則等については、労働局の受付印が必要です。
20	コンプライアンス研修会等実施報告書（様式第11号） コンプライアンス・マニュアル 研修実施状況がわかる書類	△	39	3点全てが必要です。 ※不足がある場合、総合点数にかかわらず、最下位等級への格付けとなります。
21	暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第15号及び別紙1）	○	41	別紙1（参照）は様式第15号の裏面に印刷
22	様式第15号別紙2（役員の一覧表）	○	41	電子メールでも提出（エクセル形式） 提出先：各広域振興局土木部及び土木センター（14ページ参照）
23	実務経験証明書（様式第17号） ※建設業法に基づく許可の届出の中で既に提出済みの証明書がある場合は、その写しでも可。	△	44	今回新たに登録する実務経験技術者のみ

以下の書類は、綴らないで1部提出してください。

No.	提出書類	○：必須 △：該当者	解説ページ	備考
24	上記1（様式第1号及び別紙）をそれぞれA3にコピーしたもの	○	—	
25	技術者登録連絡票	○	43	
26	資本関係・人的関係に関する届出書	○	49	該当がない場合も提出

以下はメールにより提出してください。（申請時の持参は不要です。）

27	工事実績調査票	○	49	送付先 knsjd@pref.iwate.jp
----	---------	---	----	----------------------------

※22「様式第15号別紙2（役員の一覧表）」は主たる営業所を所管する土木部・土木センターのアドレス宛て、27「工事実績調査票」は、上記アドレス宛ての提出となり、メールの送付先が異なりますので、ご留意ください。

(2) 提示書類

雇用状況、資格取得状況等の確認のため、申請書の受付の際に、以下の書類を確認します。

(その場で確認の上、お返しします。)

No.	提 示 書 類	○：必須 △：該当者	解説 ページ	備 考
1	健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書 ※写しも可	○	35	「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」でも可
2	雇用保険被保険者証 ※写しも可	○	35	「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」でも可
3	採用された年月日が分かる書類（被保険者証、賃金台帳等） ※写しも可	△	35	「建設業従事職員数」の新規雇用職員の加点（2点）又は新卒者継続雇用の加点（15点）を希望する場合のみ
4	出勤簿及び賃金台帳 ※写しも可	△	35	1、2で雇用状況が確認できない場合のみ
5	国家資格を有する者の資格者証の写し	△	43	今回新たに登録する技術者又は資格のみ
6	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し	△	43	今回新たに登録する技術者又は資格のみ
7	舗装施工管理技術者の資格者証の写し	△	20	舗装工事を申請する場合のみ

IV 申請書類の記入方法と添付する書類

提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実を記載しなかったことが明らかになった場合、県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載できないことがあります。

提出書類は、特に指定があるものを除き、申請書を提出する日の状況で記入してください。

また、特に指定があるものを除き、黒のインク又はボールペンで記入（印字）してください。

1 県営建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式第1号、別紙）

【対象者】全ての申請者

【記載要領】（様式第1号）

項目番・項目	記 載 要 領									
許可を受けてい る建設業の種類	申請書提出日時点で許可を受けている建設業について記入。 一般建設業の許可：「1」 特定建設業の許可：「2」									
建設業許可番号	(例) 岩手県知事許可(般-29) 第1234号の場合 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>0</td><td>3</td><td>-</td><td>0</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td> </tr> </table> (1) 大臣許可の場合は「00」、知事許可の場合は、岩手県「03」を記入。 (2) 許可番号が6桁未満の場合は右詰めで記入し、空白は「0」とする。 （他企業の許可番号を記入しないよう、十分に注意してください。）	0	3	-	0	0	1	2	3	4
0	3	-	0	0	1	2	3	4		
C#11～C#19 の「申請区分」 の欄	C#11「申請者商号又は名称」から C#19「技術等評価点数」までの項目のうち、記入した行の「申請区分」欄に「1」又は「2」を記入。 • 令和5・6年度資格者名簿未登載で、今回「新規申請」→「1」 • 令和5・6年度資格者名簿既登載で、今回「更新申請」→「2」									

	※ この「申請区分」の欄が未記入（A3コピー提出分も含む。）であった場合、記載内容が正しく反映されない場合がありますので必ずご記入ください。																		
C#11 申請者商号 又は名称	<p>(例) (株)岩手建業の場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>イ</td><td>ワ</td><td>テ</td><td>ケ</td><td>ン</td><td>キ</td><td>゛</td><td>ヨ</td><td>ウ</td> </tr> <tr> <td>(</td><td>株</td><td>)</td><td>岩</td><td>手</td><td>建</td><td>業</td><td></td><td></td> </tr> </table> <p>(1) 濁点、半濁点も1マスに1字として記入。 (2) 「フリガナ」は、会社の形態（株・有等）は記入しない。 (3) 「漢字」は、会社の形態の表示は（株）・（有）等の略号で記入。 なお、括弧も1マスに1字として記入。 (4) 【個人の場合】事業主の氏名を記入し、姓と名の間を1字あける。 (個人事業所の商号は記入しないでください。)</p>	イ	ワ	テ	ケ	ン	キ	゛	ヨ	ウ	(株)	岩	手	建	業		
イ	ワ	テ	ケ	ン	キ	゛	ヨ	ウ											
(株)	岩	手	建	業													
C#12 代表者 氏名	【法人の場合のみ記入】代表者の役職名を記入。氏名は、姓と名の間を1字分あける。																		
C#13 本店住所	<p>(1) 主たる営業所（本社等）の所在地を記入。 [建設業法上の「主たる営業所」と、登記上の本店の所在地が異なる場合は、] 建設業法上の「主たる営業所」の所在地を記入。</p> <p>(2) 「都道府県コード」及び「市区町村名コード」には、岩手県「03」及び別表2「市町村コード表」から該当するコードを記入。 (3) 「都道府県名及び市区町村名」には、都道府県名から市町村名までを記入。 (4) 郵便番号を7桁で記入。（※ハイフン不要） (5) 本社の電話番号及びFAX番号を記入。（※ハイフンでつなぐ。）</p>																		

【記載要領】（様式第1号のうちC#19技術等評価点数）

加点を希望するものについて、必ず記入してください（コピー提出分も含む。）。

項目	内 容	記入する内容（点数）	参照ページ
施工能力	工事表彰	優良県営建設工事表彰	p 5
	下請表彰	優良下請負企業表彰	p 5
	マスタ	優秀建設施工者岩手県知事表彰	p 5, 28
	代理人	東北地方工事安全施工推進大会優良企業（現場代理人）表彰	p 6
	除雪・緊急	・道路除排雪業務の受託件数 ・緊急修繕業務の実施件数	p 6, 28
社会貢献	訓練	災害対応訓練への参加	p 6, 30
	災害	災害緊急時の対応協力	p 6, 30
	地貢献	地域貢献活動+消防団員の雇用	p 7, 32
	障がい	障がい者の雇用	p 7, 34

	職員数	建設業従事職員数	建設業従事職員数 1 点/人 新規雇用職員(新卒者除く) 2 点/人 「1」～「50」	p7, 35
経営意欲	地球環 新卒者 新分野 行動計画 等	いわて地球環境にやさしい事業所認定 ★★★～★★★★取得 新卒者継続雇用 新分野進出等表彰(最優秀賞、優秀賞)、奨励企業 ・次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出 ・いわて子育てにやさしい企業等認証 ・いわて女性活躍認定企業等(ステップ2)認定	「8」(※経営事項審査においてIS014001認証による加点を受けている場合、空欄。) 1人雇用「15」、2人雇用「30」、3人雇用「45」 最優秀賞「20」、優秀賞「10」、奨励企業「5」 すべて該当「10」 計画及び認証又は認定取得「8」計画の策定のみ「6」 認証及び認定取得「4」 認証又は認定取得のみ「2」	P7, 36 p8, 37 p 8 p 8, 37, 38
	4週8休 の達成	ア：令和4・5・6年度に完成した国、県、県内市町村発注工事において、週休2日相当(4週8休)の取組を実施し、発注者から証明書が発行されている場合 イ：就業規則等で、技術系職員を含めた従業員の休日を4週8休又は年間105日以上と規定し、労働基準監督署に届け出ている事業者	ア・イどちらも該当「25」 アのみ該当「10」 イのみ該当「15」	p 8, 38
	法令遵守 指停止 コンプライアンス	指名停止措置 コンプライアンスの取組	記入しない 該当あり「0」 該当なし「-20」	p 9 p9, 39
	C#19 経常共同企業体構成員	【経常共同企業体を申請する場合】構成員(代表者及び構成員)の建設業許可番号と経常共同企業体に係る出資率を記入。		
	申請事務担当者	この申請書又は添付書類を作成した者又はこの申請の内容に係る質問に応答できる者の部課名、担当者氏名及び電話番号を記入。		

【記載要領】(様式第1号別紙)

工事種別ごとに指定された欄に記入してください。

項目番・項目	記載要領
建設業許可番号・申請者名	建設業許可番号及び申請者名を記入。 (記入がなく業者が特定できない場合、資格を認めないことがあります。)
申請区分	今回申請する工事種別の「申請区分」欄に「1」又は「2」を記入。 ・令和5・6年度資格者名簿未登載で、今回「新規申請」をする工事種別→「1」 ・令和5・6年度資格者名簿既登載で、今回「更新申請(以前申請あり)」をする工事種別→「2」 ※ 過去に一度でも申請業種としたことがあるものについては、「2」更新申請(以前申請あ

	<p>り) としてください。</p> <p>※ この「申請区分」の欄が未記入（コピー提出分も含む。）であった場合、記載内容が正しく反映されない場合がありますので必ずご記入ください。</p>
一般・特定区分	一般・特定の許可区分は、該当する番号を○で囲む。
許可年月日	許可年月日を記入。
直前 2(3) 年間の年間平均完成工事高	<p>(1) 千円未満の端数は調整して、「官公庁」+「民間」=「合計」となるように記入。</p> <p>※「合計」の欄は、経営事項審査の完成工事高と一致させる。 端数調整を要する場合は、原則として「民間」の端数を調整して、「官公庁」+「民間」=「合計」となる数値とする。</p> <p>(2) 機械設備、グラウト、ボーリング、標識設置、鋼工作物工事のいずれかを申請する場合（完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。）は、様式第4号「希望する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高」から、「官公庁」、「民間」、「合計」の金額を移記。この場合も、「官公庁」+「民間」=「合計」となるように記入。</p>
希望等級	<p>【5業種（土木、建築一式、電気設備、管設備、舗装）について記入】 本欄により等級別区分の希望を記入。資格審査の結果に基づき、<u>希望した等級と同一又は下位の等級別区分に格付け</u>されます。</p> <p>（希望よりも上位の等級に格付けされることはありません。）</p>
舗装施工管理技術者（1級・2級）	<p>【舗装施工管理技術者の欄は、舗装工事の申請者のみ記入】</p> <p>(1) 「舗装施工管理技術者1級・2級」の欄に「1」又は「2」を記入。 • 1級舗装施工管理技術者を有する場合→「1」 • 2級舗装施工管理技術者を有する場合→「2」</p> <p>(2) 舗装施工管理技術者試験に合格し、申請書を提出する日までに資格者証が交付されている者が対象。</p> <p>(3) 申請受付の際に、資格者証の写しを提示。</p> <p>※ 舗装施工管理技術者を建設業従事職員名簿等に記載しておらず、常勤性の確認ができない場合は、社会保険関係通知書等を提示してください。</p>

【記入例】

様式第1号

県営建設工事競争入札参加資格審査申請書

令和7年 2月 3日

前半規制事 選挙 拓也 様

貴所管に係る建設工事の請負契約の取扱いが分りたいので、別紙の書類を添えて申請します。
なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と知り合いを有する者です。

建設業登録番号		建設業登録番号の種別												
0	3	—	0	0	1	2	3	4	2	2	1	1	1	2
申請区分	申請番号	ヨリオナ イワテケンキヨウ												
11 2	業種名 商号又は名称 株式会社岩手建築													
12 2	代表者氏名 代表取締役社長 岩手一郎													
13 2	本店住所 福島県郡山市水沢大手町1-2	0230053 0197-99-9999 0197-99-9999												
申請区分を必ず記入してください。														
14	連絡場所住所													
15	連絡場所営業所名													
16	受注者住所													
17	受注者営業所名													
18	受注者名													
19 2	技術等評価点数 経営共回 新規構成員 既存構成員	コンプライアンスを取り組んでいる場合は「0」、取り組んでいない場合は「-20」を必ず記入してください。												

※申請区分欄への記載方法…【本年新申請】「1」新規申請、「2」更新申請 【中間年申請】「1」新規申請、「2」新規追加 記載事項のない部分は空欄です。必ず記入ください。

申請者情報欄
申請者名: 岩手建築第二期 申請者氏名: 岩手 大輔 申請番号: 0197-99-9999

(A4)

建設業登録番号 03-001234		申請者名 岩手建築		建設業登録番号の種別											
申請区分	業種名 商号又は名称 株式会社岩手建築	許可年月日 020401	希望等級 B												
20 2	土木 0 1 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20 2	建築一式 0 2 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	電気 0 3 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	管 0 4 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20 2	舗装 0 5 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	施設上部 0 6 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	アシスト・コンサルタント 0 7 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	表面処理 0 8 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	機械設備 0 9 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	塗装 1 0 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	グラウト 1 1 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	測量設備 1 2 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	コンcrete 1 3 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	道開 1 4 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	土木工事 1 5 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	消防設備 1 6 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	機器販売 1 7 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	鋼工作物 1 8 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
20	防水 1 9 1.一般 2.特定	0 2 0 4 0 1		100000 100000 200000 300000 500000											
建設業許可番号及び申請者名を必ず記入してください。															
県内企業についてのみ希望等級の申告を受け付けます。 希望等級欄は必ず記入してください。 資格審査の結果に基づき、希望した等級と同一又は下位の等級別区分に格付けされます。 ただし、本来の等級よりも上位の等級へ格付けされることはありません。															

※申請区分欄への記載方法…【本年新申請】「1」新規申請、「2」更新申請 【中間年申請】「1」新規申請及び新規追加(新規申請)、「2」新規追加(以前申請あり) 申請しないものは空欄です。

(A4)

2 経営事項審査の総合評定値通知書（写）

【対象者】

全ての申請者

【留意事項】

- (1) 審査基準日（決算日）が、令和5年10月1日から令和6年9月30日までの期間に属する総合評定値通知書の写しを提出してください。
- (2) 許可行政庁に対して総合評定値を請求済であるものの、申請書の提出期限までに総合評定値通知書（写）を提出できない方は、許可行政庁の受付印のある「経営規模等評価申請書」、「総合評定値請求書」及び「工事種類別完成工事高」の写しを提出してください。

ただし、総合評定値通知書を受け付け次第、直ちにその写しを提出。総合評定値通知書の提出がない場合、県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載できないことがあります。

3 工事経歴書（様式第3号）

【対象者】

機械設備、グラウト、ボーリング、標識設置、鋼工作物工事のいずれかを申請する者
(完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。)

【この書類を必要とする理由】

機械設備、グラウト、ボーリング、標識設置、鋼工作物工事を申請する場合、該当工事の完成工事高が「0」ではなく、申請要件を満たしていることを確認するため。

【記載要領】

- (1) 申請する工事種別ごとに作成し、申請する工事種別に対応する建設工事の工事経歴を記入してください。
- (2) 令和6年10月1日の直前2年又は3年（経営事項審査に係る完成工事高の「2年平均」「3年平均」に対応）の各営業年度内に完成した元請工事を中心に、主な工事について記入してください。（元請がない場合は下請でも可。）

なお、全ての工事について記載する必要はありません。

- (3) 下請工事については、直接注文をした者（元請又は上位下請）の商号又は名称を「注文者」欄に記入してください。
- (4) 工事場所のある都道府県の欄には、岩手県内の工事は市町村名、岩手県外の日本国内の工事は都道府県名、日本国外の工事は国名又は地域名（台湾、香港等）を記入してください。
- (5) 金額は消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）を含まない最終請負額を記入してください。やむを得ず消費税等を含む額を記入する場合は、右側上段余白に「税込」と表示。
- (6) 特定共同企業体（特定JV）で施工した工事は、請負代金の額の欄に全体請負額を、その上段に持分請負額をかつて書きしてください。
- (7) 工事内容の欄には、以下の記入要領を参考に、規模、構造等を具体的に記入してください。

【申請する工事種別に対応した工事内容の記入要領】

工事種別	工事内容の記入
機械設備工事	<p>ア 鋼構造物工事の工事経歴のうち、水閘門の機械設備等の名称、規模、構造等</p> <p>イ 水道施設工事の工事経歴のうち、下水処理場及び浄水場の機械設備等の名称、規模、構造等</p> <p>ウ 清掃施設工事の工事経歴のうち、ごみ処理施設及び屎処理施設の機</p>

	機械設備等の名称、規模、構造等
グラウト工事	ア とび・土工・コンクリート工事の経歴のうち、グラウト工事に類する薬液注入等を施工した構造物の名称、規模、施工方法等 イ 土木一式工事の経歴のうち、大部分がグラウト工事の内容である薬液注入等を施工した構造物の名称、規模、施工方法等
ボーリング工事	とび・土工・コンクリート工事の経歴のうち、ボーリング工事に類する施工をした地すべり対策工事等で、集排水、さく井等の別、施工延長等
標識設置工事	とび・土工・コンクリート工事の経歴のうち、交通標識、道路標識、観光案内標識等の名称、設置数等
鋼工作物工事	鋼構造物工事の工事経歴のうち、鉄塔工事、鋼製スノーケッドその工作物の名称、製作規模等 (鋼橋上部及び機械設備工事に該当しないもの)

【記入例】

様式第3号

工事経歴書

申請する工事種別 機械設備工事

商号又は名称 (株)岩手設備

注文者	元請又は下請の區別	工事名	工事場所のある都道府県名	請負代金の額(千円)	着工年月	完成(予定)年月	工事内容
国土交通省 東北地方整備局	元請	〇〇川〇〇南門ゲート開閉装置整備工事	宮古市	350,000	3年 8月	3年 8月	駆動機器類更新 一式、
						6年 5月	開度計更新 一式等
岩手県	元請	〇〇流域下水道〇〇汚水中継ポンプ場改修工事	盛岡市	65,000	3年 11月	3年 11月	ポンプ更新 一式
						5年 10月	
(株)日本機械設備	下請	〇〇地区清掃工場新築工事	花巻市	52,000	4年 4月	4年 4月	溶融設備コンペア製作・
						5年 7月	設置 一式

4 申請する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事高（様式第4号）

【対象者】

機械設備、グラウト、ボーリング、標識設置、鋼工作物工事のいずれかを申請する者
(完成工事高が経営事項審査の数値と単純対応している場合を除く。)

【この書類を必要とする理由】

機械設備、グラウト、ボーリング、標識設置、鋼工作物工事を申請する場合について、該当工事の完成工事高を確認し、その数値に基づいて経営事項評価点数を算定するため。

【記載要領】

- (1) 経営事項審査において選択した「2年平均」又は「3年平均」にしたがって記入してください。
- (2) 申請する工事種別のうち、機械設備、グラウト、ボーリング、標識設置、鋼工作物工事以外の工事種別に係る完成工事高は、「その他の工事」の欄に合算して記入してください。
- (3) 「申請する工事種別」欄の上段に「申請する工事種別」を記入し、下段に建設業法上の「建設工事の種類」を括弧書きで記入してください。（【記入例】参照）

- (4) 表の「合計」の「計」は、総合評定値通知書の完工工事高合計と一致します。千円未満の端数は「他の工事」の欄で調整の上、「官公庁」+「民間」=「計」となるようにします。
- (5) 表には、完工工事の請負代金の消費税を含まない額を記入してください。
- (6) 下請工事については、注文者は「民間」に該当するものとして記入してください。
- (7) 令和6年10月1日の直前2年の各営業年度に含まれる月数の合計が24月に満たない場合の直前2年間の年間平均完工工事高は、各営業年度の工事施工金額の合計額を2で除した額とします。また、直前3年の各営業年度に含まれる月数の合計が36月に満たない場合は、同様に合計額を3で除した額とします。

【記入例】

機械設備工事と管設備工事を申請する場合
 ⇒ 機械設備工事に対応する「機械器具設置工事」（機械器具設置工事全般）と「水道施設工事」（下水処理場、浄水場等の機械設備に類する工事に限る。）の完工工事高をそれぞれ記入してください。
 管設備工事等の完工工事高は他の工事の欄に記入してください。合計の欄は、経営事項審査の完工工事高の合計と一致させてください。

様式第4号

申請する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完工工事高

商号又は名称 (株)岩手設備

申請する工事種別	注文者 の区分	直前2年（3年）の各営業年度の決算に基づく工事施工金額			直前2年間（3年間） の年間平均完工工事高
		前々々の営業年度	前々の営業年度	直前の営業年度	
		自 年 月	自 4年 7月	自 5年 7月	
<u>機械設備</u> 工事 <u>(機械器具設置)</u>	官 公 庁	千円	40,000	50,000	45,000
	民 间		32,000	38,000	35,000
	計		72,000	88,000	80,000
<u>機械設備</u> 工事 <u>(水道施設)</u>	官 公 庁		0	20,000	10,000
	民 间		0	0	0
	計		0	20,000	10,000
その他の工事	官 公 庁		6,000	2,000	4,000
	民 间		1,000	0	500
	計		7,000	2,000	4,500
合 計	官 公 庁		46,000	72,000	59,000
	民 间		33,000	38,000	35,500
	計		79,000	110,000	94,500

5 技術職員名簿（様式第5号）

【対象者】全ての申請者

【この書類を必要とする理由】

- (1) 技術者数に係る申請要件と格付要件の確認。

【記載要領】

- (1) 申請する工事種別に対応する国家資格や実務経験を有する技術者について、令和7年1月31日の状況で記入してください。
- (2) 資格証明書（免状）等が交付されていない技術者による申請はできません。
- (3) 「経営業務の管理責任者」、「営業所専任の技術者」以外の技術者がいない工事種別は、申請できません。

項目	内容
No.	技術者登録連絡票の技術者番号を記入。
生年月日	年号コード（大正…T、昭和…S、平成…H）を用いて記入。
有資格区分コード	希望する工事種別に対応の国家資格等について、別表5「資格区分コード表」(P52～54)から、該当コードを記入。 ※ 資格区分コード表にない資格（舗装施工管理技術者、職業能力開発促進法に基づく建築大工技能士等）は記入しない。
実務経験者担当業種コード	実務経験年数により技術者として認められている者について、別表4「建設工事の種類コード」(P51)から該当コードを記入。
経営業務の管理責任者	該当者の欄に○を記入。
営業所専任の技術者	該当者の欄に○を記入。

【記入例】

様式第5号		技術職員名簿													
		商号又は名称													
No.	氏名	生年月日	有資格区分コード								実務経験者担当業種コード	監理技術者資格者証交付番号	経営業務の管理責任者	営業所の専任技術者	
3	盛岡 一郎	S30.11.11	1	1	1	2	2	1	1	2	9	0000000000	○	○	
7	宮古 次郎	S40.12.12	1	1	3	2	3	0	0	0	1	02	0000000000		
12	釜石 三郎	S50.10.10	1	3	7	2	1	4	2	3	0				

6 納税証明書（原本）

【対象者】全ての申請者

【この書類を必要とする理由】

下記の税を滞納しておらず、申請者の欠格要件に該当しないことを確認するため。

- ① 岩手県の県税（全ての税目）
- ② 法人税（国税：法人の場合）
- ③ 申告所得税及び復興特別所得税（国税：個人事業主の場合）
- ④ 消費税及び地方消費税

【留意事項】

次に掲げる納税証明書の原本（発行後3ヶ月以内のもの）を提出してください。（※消費税について、免税事業者は除く。）

(1) 法人税又は申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税

（※税務署が発行する証明書）

法人の場合：納税証明書（その3の3）

個人の場合：納税証明書（その3の2）

(2) 岩手県税〔県が賦課徴収するすべての税目〕（※広域振興局県税部等が発行する証明書）

県税に未納がないことの証明書（様式第111号）

※税の徴収猶予を受けている場合は、(1)・(2)に代えて、下記書類を提出してください。

- ・(1)の代わりに、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」の原本
- ・(2)の代わりに、「徴収猶予通知書」の写し

(3) 電子納税証明書の場合は、PDF形式（QRコードが印字されているもの）のコピー（正本分）及び電子データをメールにて提出すること。

この場合、電子納税証明書のコピーを原本として取り扱うため、PDF形式（QRコードが印字されているもの）の電子データは、書面の場合の公印に代わるものである。

※ 税務署及び県広域振興局県税部等に納税証明書を請求する場合の請求様式については、各機関のホームページ等を参照してください。

税務署への請求：<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

県広域振興局県税部等への請求：<https://www.pref.iwate.jp/kensei/zei/1019672/1019689.html>

7 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入を確認する書類

【対象者】

経営事項審査の総合評定値通知書において、「その他の審査項目（社会性等）」のうち、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のうちいずれかの数値等が「有」以外（「無」「除外」等）となっている申請者

ただし、令和2年10月1日以降に建設業許可（いずれかの申請区分）を申請し、取得した場合は不要。

【この書類を必要とする理由】

雇用する労働者（適用除外の者を除く。）が雇用保険の被保険者となったこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となったことについて関係機関に届出を行っており、申請者の欠格要件に該当しないことを確認するため。

【留意事項】

(1) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する義務がある者は次のとおりです。

雇用保険	・労働者が1人でも雇用される事業
健康保険	・常時5人以上の従業員を使用する個人の事業所
厚生年金保険	・法人の事業所

(2) 経営事項審査の総合評定値通知書により確認できない申請者は次の書類を提出してください。

	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
加入義務 あり	<ul style="list-style-type: none">・労働（雇用）保険の保険料申告書（写し）・直近1回（期）分の領収書（写し） <p>【労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・事務組合発行の保険料納入通知書（写し）・直近1回分の領収書（写し）	日本年金機構の年金事務所発行の保険料の直近1回分の領収書（写し）	<p>【健康保険組合に加入している場合（年金事務所から適用除外の承認を受け、組合国保（中建国保等）に加入している場合を含む。）】</p> <ul style="list-style-type: none">・直近1回分の、健康保険組合の保険料の領収書（写し）・厚生年金保険の領収書（写し）
加入義務 なし	・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（様式第12号）	・雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入義務がないことの誓約書（様式第12号）	

※ 領収書については、日本年金機構の年金事務所等の「口座振替通知書」又は「納入証明書」など、払込状況を確認できるその他の書類をもって代えることができます。

(3) 最近になって初めて雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入した場合、次の書類を提出してください。

雇用保険	・雇用保険適用事業所設置届の事業主控え（写し）
健康保険	・健康保険・厚生年金保険新規適用届の事業主控え（写し）
厚生年金保険	

8 優秀建設施工者岩手県知事表彰受賞者の表彰状の写し

【対象者】

優秀建設施工者岩手県知事表彰の受賞者を常時雇用し、技術等評価点数の加点を希望する者

【この書類を必要とする理由】

技術等評価点数の加点要件を確認するため

(優秀建設施工者知事表彰は、企業ではなく個人を対象とした表彰であるため、県が保有する資料だけでは加点要件を確認できません。)

【留意事項】

令和7年1月31日において、優秀建設施工者岩手県知事表彰の受賞者を常時雇用している場合には、表彰状の写しを提出してください。ただし、加点評価の対象は2人を上限とします。

9 除排雪業務の受託状況・緊急修繕業務の実績を確認する書類

・除排雪業務

【対象者】

道路の除排雪業務の受注実績があり、技術等評価点数の加点を希望する者

【この書類を必要とする理由】

技術等評価点数の加点要件を確認するため

【留意事項】

令和5年度又は令和6年度において、国土交通省（岩手県内における業務に限る。）、岩手県、岩手県内市町村又は高速道路会社（岩手県内における業務に限る。）から道路、港湾、空港又は漁港の除排雪業務（融雪剤散布を含む。）を受託の除排雪業務を受託（下請を含む。）している場合には、業務委託契約書等の写しを提出してください。ただし、加点評価の対象は3契約を上限とします。

・緊急修繕業務

【定義】

緊急修繕業務とは、早急に対応しなければ県民の生活や安全に支障をきたす恐れのある作業のうち、管理者から修繕の依頼を受けて速やかに着手する必要があるもの（ただし災害に該当しないもの）を行った実績を加点対象とします。

【留意事項】

(1) 令和5年度又は令和6年度において、県又は県内市町村（一部事務組合及び公の施設の指定管理者を含む）の要請に基づき、緊急修繕業務を実施している場合には、実施報告書等の写し（写真等がついたもの）及び契約書又は支払い関係のわかる書類等を証拠として添付してください。

証明書による証明も可能です。その場合は、様式第16号を使用してください。

なお、緊急的に行われた点検や定期的に行われている補修業務は対象になりません。

また、災害に伴って行われたものは対象外です。（例：河川氾濫による応急の道路修繕⇒対象外）

加点評価の対象は、除排雪業務の委託と合わせて3件まで（45点上限）となります。

※実施報告書等で緊急性が不明なものについては、管理者からの証明書の提出が望ましい。

(2) 拳証資料

- ・元請の実績については、業務機関及び業務内容がわかる契約書や実績報告書等の写し
- ・下請の実績については、管理者が発注した業務の下請契約であることが具体的に挙証できる資料（個別契約書又は注文書・請書及び施工体制図等の写し）
- ・緊急修繕業務については、契約書を取り交わすことなく工事を実施している事例があることから、管理者からの証明によっても可とする。（様式第16号）

【対象となる例】

- ・落石による道路損害の修繕作業
- ・老朽化による水道管破裂事故への対処・修繕
- ・事故による停電復旧作業への従事

【記入例】

様式第16号

緊急修繕業務実績証明書

項目	内容
1 施設名	○○病院
2 工事名等	○○病院水道管復旧工事
3 工事内容	水道管老朽化のため、漏水が発生。 (具体的に記載)
4 工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
5 工事場所	○○病院内及び駐車場
6 その他	

受注者： 様

貴社は上記のとおり、緊急修繕業務を実施したので、これを証明します。

(証明者)

証明する年月日 : 年 月 日

施設管理者名又は指定管理者名等 :

職名 :

氏名・印 : 印

(A4)

10 災害対応訓練への参加状況を確認する書類

【対象者】

岩手県又は建設関係団体が実施した災害対応訓練への参加実績があり、技術等評価点数の加点を希望する者

【この書類を必要とする理由】

技術等評価点数の加点要件を確認するため

【留意事項】

令和4年度又は令和5年度において、岩手県、(一社) 岩手県建設業協会、(一社) 岩手県空調衛生工事業協会、(一社) 岩手県電業協会のいずれかが実施した災害対応訓練に参加した場合は、参加を確認できる証明書等を提出してください（写し可）。

なお、家畜伝染病については、法律上「災害」とは別個のものですが、本資格審査においては「災害」に類するものとみなし、加点対象とします。

11 災害緊急時活動実施報告書（様式第7号）

【対象者】

災害緊急時の対応実績があり、技術等評価点数の加点を希望する者

【この書類を必要とする理由】

技術等評価点数の加点要件を確認するため

【留意事項】

令和4年度又は令和5年度に、災害緊急時における巡回パトロールや援助、救援活動、応急復旧工事等への対応に協力した場合には、災害緊急時活動実施報告書（様式第7号）に必要事項を記入し、広域振興局土木部（土木センター）、市町村土木課等の関係機関から証明を受けた上で提出してください。ただし、加点評価の対象は5件を上限とします。

《加点対象の活動》

分類	活動 内 容
パトロール	契約外の災害協定等に基づく活動で、国土交通省の事務所、県広域振興局土木部、市町村土木課等に状況報告し確認を受けている岩手県内における活動。
時間外待機	炊き出し、物資運搬その他被災者支援活動の実施。
人道支援	

（次頁へ続く）

分類	活動内容
公共土木施設等災害応急工事(下請を含む。)	<p>国土交通省、岩手県、岩手県内市町村又は高速道路会社（関連子会社を含む。）が発注した岩手県内における公共土木施設等の災害に係る応急工事の施工。</p> <p>なお、岩手県又は岩手県内市町村の発注に係る工事については、災害査定前に施工したものに限る。</p> <p>(注)「公共土木施設等」は、下記の①、②のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公共土木施設 河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園 ② 公共土木施設に類するもの 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、共同利用施設、空港、上水道
公共土木施設等災害時障害物除去	災害協定に基づき、公共土木施設等における災害発生時の流木、倒木、土砂等の障害物を除去。
家畜伝染病対応	家畜伝染病（鳥インフルエンザ等）が発生し、又は発生する恐れがある場合において、緊急対策業務協定に基づき、重機・資機材等の調達、処分家畜の運搬及び焼埋却等の実施。

【記入例】

様式第7号

災害緊急時活動実施報告書

所在地 奥州市水沢大手町1-2

商号又は名称 (株) 岩手建業

代表者職・氏名 代表取締役 岩手 一郎

下記の活動を行いましたので、報告します。

災害等の種類 (いずれかを○で囲んでください。)	豪雨・暴風・台風・地震・大雪 その他(具体的に記入してください。)		
実施期間	令和〇年〇月〇日		
実施場所	奥州市江刺〇〇地内〇〇川		
実施内容 (いずれかの番号を○で囲み、実施内容を括弧内に具体的に記入してください。)	1 パトロール 2 時間外待機 3 人道支援 4 災害応急工事 5 災害時障害物除去 6 家畜伝染病対応 (令和〇年〇月の台風〇号に係る〇〇川の増水に備え、本社に常時〇人を待機させるとともに、〇〇地区のパトロールを実施した。)		
上記の内容に相違ないことを証明します。			
令和〇年〇月〇日			
証明者	所属	職名	氏名
	〇〇広域振興局土木部	〇〇課長	〇〇 〇〇

(A 4)

- ※ 必要に応じ、複数枚に分けて作成の上、提出することもできるものとします。
 また、活動の事実を証明する既存の証明書等がある場合は、証明者欄への記名押印に代えて、
 既存の証明書等の写しを添付して提出することもできるものとします。

12 地域貢献活動実施報告書（様式第8号）

【対象者】

所定の要件に該当する県内での地域貢献活動実績があり、技術等評価点数の加点を希望する者

【この書類を必要とする理由】

技術等評価点数の加点要件を確認するため。

【留意事項】

- (1) 令和4年度又は令和5年度に、①対価を伴わない自主的非営利活動、②企業としての取組み、
 ③具体的な活動実績及び④活動内容の客観的挙証 の「基本4要件」を充足する地域貢献活動
 を実施している場合、必要事項を記入の上、提出してください。
 ただし、「消防団員の雇用状況」とあわせて50点を上限とします。
- (2) 金品の寄付、各種協力協定等の締結そのものは、具体的な活動とは認められません。
- (3) 実施したことが分かる書類（依頼文・礼状、新聞、写真、証明書等）を添付してください。
- (4) 総合評価落札方式入札の事前審査において「適」の認定を受けたものは、(3)の書類に代えて
 当該実績証明認定書の写しを添付してください。
- (5) 原則として、同一期間内の連続した活動は、活動趣旨により分類し1回の活動とみなします。

例：建設業体験事業の中でのグラウンド整備（次世代育成支援1回に一括し6点加点）、子ども110
 番の車に登録し随時巡回（次世代育成支援1回に一括し6点加点）など

【評価基準】

分類	活動内容例	加点
地域の社会資本の現況把握	アドプト協定による清掃、道の日清掃活動、花いっぱい運動協力等。	2点／回
地域の建設業を担う 次世代育成支援	就業体験受入、建設業体験事業、子ども110番の車登録、 その他見守り活動等。 (注)学校からの要請に基づく、就業体験を目的とした学生・生徒のアルバイト（当該学生・生徒に対する賃金の支払いを伴うもの）の受入れについては、加点対象に含まれるものとして取り扱います。 学校又は学生・生徒から手数料等を徴収して行うものは、加点対象に含まれません。	6点／回
地域への技術の還元	公共施設除雪、学校グラウンド整備、高齢者宅水道・電気点検活動等。	4点／回
その他地域貢献活動	町内会行事支援、保護観察所に登録した協力雇用主として刑務所出所者等の雇用、交通安全活動、地域の祭礼、その他地域イベント支援等。	2点／回

【記入例】

様式第8号

地域貢献活動実施報告書

所在地 **奥州市水沢大手町 1-2**
商号又は名称 **(株) 岩手建業**
代表者職・氏名 **代表取締役 岩手 一郎**

下記の活動を行いましたので、報告します。

(その1)

実施内容 (具体的に記入してください。)	〇〇地区の道路、河川、公園、カーブミラーの清掃
実施期間	令和〇年〇月〇日
実施場所	奥州市胆沢〇〇地区
実施確認書類	写真、新聞記事
点数	2 点

13 消防団員雇用状況確認書（様式第9号）

【対象者】

消防団員に任命されている者を常時雇用し、技術等評価点数の加点を希望する者

【この書類を必要とする理由】

技術等評価点数の加点要件を確認するため

【留意事項】

- (1) 令和7年1月31日において、消防団員に任命されている者を常時雇用している場合、氏名、住所、生年月日を記載し、市町村長又は消防団長から証明を受けた上で提出してください。
ただし、「地域貢献活動」とあわせて50点を上限とします。
- (2) 加点評価される者には、当該企業の代表者、役員等を含みます。
- (3) 消防団員には、団長、副団長、分団長等を含みます。

【記入例】

様式第9号

消防団員雇用状況確認書

(市町村長又は消防団長)

〇〇市消防団長 様

所在地 **奥州市水沢大手町 1-2**
商号又は名称 **(株) 岩手建業**
代表者職・氏名 **代表取締役 岩手 一郎**

岩手県が発注する県営建設工事の競争入札参加資格審査の申請に当たり、下記の者が貴市町村の消防団員として任命されていることを証明くださるようお願いします。

記

No.	氏名	住所	生年月日
1	一関 三郎	一関市〇〇町・・・	S 42. 7. 6
2	釜石 四郎	一関市〇〇〇・・・	S 40. 1. 5
3			

注 上記の内容は、申請者が記載してください。

上記記載の内容に相違ないことを証明します。

令和〇年〇月〇日

(市町村長又は消防団長)

〇〇市消防団長

(印)

14 障がい者の雇用を確認する書類

【対象者】

法定雇用数以上の障がい者を常時雇用し、技術等評価点数の加点を希望する者

【この書類を必要とする理由】

技術等評価点数の加点要件を確認するため。

【留意事項】

障がい者を常時雇用し、下記の区分に従って、障がい者の雇用を証明する書類を提出してください。

代表者、役員は、雇用保険の対象となる労働者を兼務する者に限り、加点対象となります。その他の代表者、役員は加点対象となりません。

区 分	提 出 書 類
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の雇用を義務付けられている場合 (※法定雇用率（2.5%）を達成している場合又は障害者雇用不足数が0.5人未満の場合のみ加点となります。)	<ul style="list-style-type: none">令和6年に公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書（令和6年6月1日現在）の写し
上記以外の場合	<ul style="list-style-type: none">下記のいずれかの写し<ul style="list-style-type: none">①身体障害者手帳②療育手帳③知的障害者判定機関の判定書④精神障害者保健福祉手帳⑤自立支援医療受給者証雇用を証明する書類 ※建設業従事職員名簿（様式第6号）に係る添付書類で可。なお、これにより確認できない場合は、「出勤簿及び賃金台帳」など44ページ掲載の技術者登録に準じた確認書類を提示。

従業員40人以上の事業主は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がい者の雇用を義務付けられています。法定雇用率は、民間企業では2.5%です。

15 建設業従事職員名簿（様式第6号）

【対象者】全ての申請者

【この書類を必要とする理由】

平成29年1月1日から、65歳以上の方も雇用保険の対象となりましたので、加点を希望する場合は被保険者証等の提示が必須となります。

- (1) 技術者その他の従業員の雇用状況及び社会保険加入状況を確認するため
- (2) 技術等評価点数の加点要件を確認するため。

【留意事項】

令和7年1月31日における建設業に従事する職員数（事務職員、休業中の職員を含む）により加点しますので建設業従事職員名簿（様式第6号）に必要事項を記入の上、提出。ただし、50点を上限とします。

- (1) 加点対象者

原則として、雇用保険、健康保険（健康保険組合を含む。）及び厚生年金保険の被保険者（一般被保険者）

なお、個人の自己都合で社会保険に加入していない場合、加点対象外となります。

- (2) 雇用保険加入確認のための提示書類（写しも可。）

ア 雇用保険被保険者

「雇用保険被保険者証」（「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」も可）

イ 雇用保険被保険者以外の者（法人の常勤役員（監査役除く）、個人事業主、同居親族 等）
不要（健康保険及び厚生年金保険の加入状況で判断）

- (3) 健康保険及び厚生年金保険加入確認のための提示書類（写しも可。）

会社の形態・規模		従業員の年齢	提示書類
法人の事業所 従業員5人以上の個人事業所	個人事業主 以外	70歳未満の者	(ア)
		70歳以上75歳未満の者	(ア)及び(イ)
		75歳以上の者	(イ)
	個人事業主	—	
従業員5人未満の個人事業所	—	—	

【確認書類】

ア：「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」

（「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」も可）

イ：出勤簿及び賃金台帳等 ※ただし、次の評価基準を満たすこと。

① 給与又は報酬の支払いがあること。

② 令和6年2月1日から令和7年1月31日までの1年間の勤務日数（有給休暇等含む。）が200日以上あること。

ただし、令和6年2月1日から令和7年1月31日までの間に中途で採用された者については、「総出勤日数（有給休暇等を取得した場合を含む。）>200日×雇用月数／12月」を満たすこと。

※ 月の中途で採用された者の「雇用月数」の取扱い

- ・2日から15までの間に採用されたときは、「雇用月数」に採用された月を含める。
- ・16日から末日までの間に採用されたときは、「雇用月数」に採用された月を含めない。

例1：令和5年10月15日に採用された場合、「雇用月数」は「4月」（10月～1月）

例2：令和5年10月31日に採用された場合、「雇用月数」は、「3月」（11月～1月）

③ 雇用保険、健康保険又は厚生年金保険のいずれかの被保険者となる者については、その被保険者になっていること。

【記載要領】

令和7年1月31日において、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者（法人にあっては常勤の役員を、個人にあってはその事業主を含む。）で、加点対象となる者を記入してください（50人を超えて記載する必要はありません。）。

記入欄	記入方法
雇用保険の状況 健康保険の状況 厚生年金保険の状況	・被保険者となっている：「有」に○を付す ・被保険者となっていない：「外」に○を付す
直前1年間の勤務日数	健康保険又は厚生年金保険のいずれかが適用除外となる場合のみ、令和6年2月1日から令和7年1月31日までの1年間の勤務日数を記入。
採用年月日	令和5年1月1日から令和6年12月31日までの2年間に新たに雇用された者がいる場合のみ（新卒者継続雇用で加点される者を除く。）、採用年月日を記入。

【記入例】

様式第6号

建設業従事職員名簿

商号又は名称 (株) 岩手建業

No.	氏名	生年月日	雇用保険の状況	健康保険の状況	厚生年金保険の状況	直前1年間の勤務日数	採用年月日
1	花巻 一郎	S 20.1.2	有・外	有・外	有・外		
2	奥州 二郎	S 16.8.10	有・外	有・外	有・外	205	
3	一関 三郎	S 42.7.6	有・外	有・外	有・外		
4	釜石 四郎	H 2.1.5	有・外	有・外	有・外		R5.4.1
5	宮古 五郎	S 9.1.1	有・外	有・外	有・外	212	

16 いわて地球環境にやさしい事業所認定証（写）

【対象者】

いわて地球環境にやさしい事業所認定を受け、技術等評価点数の加点を希望する者

【この書類を必要とする理由】

技術等評価点数の加点要件を確認するため。

【留意事項】

令和7年1月31日において、いわて地球環境にやさしい事業所認定（ただし、認定区分が★★★又は★★★★に限る。）を受けている場合、認定書の写しを提出してください。

ただし、ISO14001を取得し、経営事項審査において加点対象とされている場合は、技術等評価点数は加点しません。

17 新卒者職員調書（様式第10号）

【対象者】

新卒者を常時雇用し、技術等評価点数の加点を希望する者

【この書類を必要とする理由】

技術等評価点数の加点要件を確認するため

【留意事項】

次に該当する者を令和5年2月1日から令和7年1月31日までの間に採用し、令和7年1月31日まで継続して常時雇用している場合には、新卒者職員調書（様式第10号）に必要事項を記入し、卒業（修了）証書又は卒業（修了）証明書等の写しを添付の上、提出。ただし、加点評価の対象は3人を上限とします。

- (1) 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部若しくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業後3年以内の者
- (2) 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を修了後3年以内の者

【記入例】

様式第10号

新卒者職員調書

商号又は名称

(株) 岩手建設

1 氏名	久慈 太郎
生年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
学校名・学科名	岩手県立〇〇工業高等学校 土木科
卒業年月日	令和5年3月2日
採用年月日	令和5年4月1日

18 一般事業主行動計画策定・変更届（写）

【対象者】

次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法による一般事業主行動計画を作成して労働局に届け出しており、技術等評価点数の加点を希望する者

【この書類を必要とする理由】

技術等評価点数の加点要件を確認するため

【留意事項】

令和7年1月31日において、次世代育成支援対策推進法又は女性活躍推進法による一般事業主行動計画を策定している場合は、一般事業主行動計画策定・変更届の写し（都道府県労働局の受付印のあるもの。）を提出してください。

策定を義務付けられている常時雇用する労働者の数が101人以上（女性活躍推進法は301人以上）の企業も加点の対象となりますので、一般事業主行動計画を策定している場合は、企業規模にかかわらず提出してください。

18-2 いわて子育てにやさしい企業等認証・いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）認定について

【対象者】

令和7年1月31日において、いわて子育てにやさしい企業等認証又はいわて女性活躍認定企業等（ステップ2）認定を取得しており、技術等評価点数の加点を希望する者

【留意事項】

加点を希望する場合は、申請書（様式第1号）の技術等評価点数欄に点数を記入してください。県のHP等で確認できますので、認定書等の提出は不要です。

19 週休2日制による4週8休の達成について

【対象者】

下記要件のいずれか（もしくは両方）を満たし、技術等評価点数の加点を希望する者

【この書類を必要とする理由】

技術等評価点数の加点要件を確認するため。

【留意事項】

下記アまたはイのいずれか（もしくは両方）を満たす場合、様式第18号を提出してください。それぞれの要件について、必要な添付書類があります。

要件	提出書類
ア：令和4・5・6年度に完成した国、県、県内市町村発注工事において、週休2日相当（4週8休）の取組を実施し、発注者から証明書が発行されている。 ※県内工事のみ対象	発注者からの証明書
イ：就業規則等で技術系職員を含めた従業員の休日を4週8休又は年間105日以上と規定し、労働基準監督署へ届け出ている事業者である。	労働基準監督署の受領印のある ・就業規則又は年間休日カレンダーの写し ・三六協定に関する協定届 変形労働時間制を採用している場合は上記2点に加え、 ・変形労働時間制に関する届出書

要件アについて、原則は発注者から発行される証明書を挙証資料としますが、発注者が証明書の発行を行っていない場合等は個別に判断しますので、4週8休の達成状況を示す資料を添付してください。1件でも実績があれば加点としますので、複数工事において実績があっても、証明書は1枚のみで構いません。

要件イについて、要件を満たす場合は、様式第18号に記載のとおり、該当箇所にマーカーや付箋を貼り、審査時にお示しください。

現行規則では加点要件を満たしていない場合であっても、来期の規則において要件を満たし、令和7年2月28日までの労働基準監督署の受領印のついた就業規則または年間休日カレンダーを提出することが可能である場合は、加点対象とします。ただし、三六協定に関する協定届は、原年のものを提出してください。

20 コンプライアンス研修会等実施報告書（様式第11号）、コンプライアンス・マニュアル、研修実施状況が分かる書類

【対象者】

コンプライアンスに係る取組みを実施し、技術等評価点数の加点を希望する者

（この書類を提出しない場合、総合点数、技術者数、希望等級にかかわらず、最下位等級への格付となります。）

【この書類を必要とする理由】

- (1) 5業種（土木、建築一式、電気設備、管設備、舗装）について、上位等級の格付要件を確認するため。
- (2) 技術等評価点数の加点要件を確認するため。

【留意事項】

次の(1)～(4)の全ての項目に該当する場合には、コンプライアンス研修会等実施報告書（様式第11号）に必要事項を記入の上、コンプライアンス・マニュアル及び研修実施状況が分かる書類を添付して提出してください。

- (1) コンプライアンス・マニュアルを作成していること。
- (2) コンプライアンスに関する担当部署又は担当者を設置していること。
- (3) 従業員が相談及び通報ができる窓口を設置していること。
- (4) 令和5年2月1日から令和7年1月31日までの間に、コンプライアンスに関する研修会、講演会等を実施し、従業員全員に受講させたこと（やむを得ず受講できない従業員を除く。）。

[評価基準] 次の内容について確認します。

項目	確認事項
マニュアル作成	ア 経営者による基本方針の表明 ウ 社内組織の設置 オ 内部通報窓口の設置 キ 違反者に対する措置 ※イは、コンプライアンス・マニュアルとは別に定めている場合も可。 <参考>コンプライアンス・マニュアル作成 https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/koujishinsa/1024228.html
担当部署・担当者の設置	代表者（社長）を長とするコンプライアンス委員会などの責任ある組織又は担当する責任者を整備していること。
通報窓口の設置	ア 役職員が、日々の業務の中で、コンプライアンスに抵触する問題であるか否か判断に迷う事項については、円滑に相談できる窓口を設置していること。 イ 企業内で違反行為が行われていることを役職員が把握した場合、不利益な扱いを受けずに通報できる内部通報窓口を整備していること。 ウ 通報された情報を当該企業の代表者が速やかに把握できる体制が整備されていること。

研修会の実施 ※オンラインでも可。	<p>令和5年2月1日から令和7年1月31までの間に、社内研修会、講演会等を実施し、従業員全員が受講していること。</p> <p>研修実施状況が分かる書類（次第、使用資料、出席者名簿）を添付。</p> <p>※ 使用資料は、研修会のおおよその趣旨が確認できる程度の抜粋（表紙、目次、冒頭ページ等）で構いません。</p> <p>[研修例]</p> <p>(例1) 従業員全員を対象としたコンプライアンスに関する講演会を開催。</p> <p>(例2) (公財)建設業適正取引推進機構、(公財)公正取引協会その他公的機関等が監修した教材を用いて、従業全員を対象としたコンプライアンスに関する研修会を開催。</p>
----------------------	--

【記入例】

様式第11号

コンプライアンス研修会等実施報告書

所在地 奥州市水沢大手町1-2

商号又は名称 (株)岩手建業

代表者職・氏名 代表取締役 岩手 一郎

下記のとおり、コンプライアンスに関する研修会等を実施しましたので、報告します。

実 施 年 月 日	令和6年8月28日（月）
実 施 場 所	当社 本店2階 会議室
研修会等のテーマ及び内容 (具体的に記入してください。)	内部通報制度に関する研修会 (公益者通報保護法を遵守し、事業者内部の自浄作用を高めるための具体的な取組 等)
研修会等実施団体名 及 び 講 師 名	実施団体 当社 講師 代表取締役 ○○ ○○
研修会等の参加者	代表取締役 ○○ ○○ 総務部長 ○○ ○○ 他25名
実 施 確 認 書 類	研修会次第、資料、名簿

21・22 暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第15号）別紙1：参照、別紙2：役員の一覧表

【対象者】全ての申請者

【この書類を必要とする理由】

暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当せず、申請者の欠格要件に該当しないことを確認するため。

【留意事項】

(1) 申請日現在において、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約していただきます。

ア 暴力団、暴力団員

構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体及びその構成員をいいます。

イ これら（暴力団又は暴力団員）と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

① 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者

② 暴力団員を雇用している者

③ 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者

④ 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者

⑤ 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者

⑥ 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者

⑦ 暴力団若しくは暴力団員又は①から⑦の行為を行う者であると知りながら、その者に建設工事の下請等をさせる者

(2) 本誓約書の提出がない場合、申請を受け付けません。

(3) 該当の有無を確認するため、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 該当の有無を確認するため、本誓約書、県営建設工事競争入札参加資格審査申請書その他岩手県に提出した書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供しますので、了解の上、申請してください。

(5) 岩手県警察本部への照会の結果、該当することが判明した場合、県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載できません。

（注）別紙1は、様式第15号の裏面に印刷してください。

【記載要領（別紙2：役員の一覧表）】

(1) 次に該当する者を記入してください。

ア 法人にあっては、登記されている全ての役員（監査役を含む）

イ 個人にあっては、その者（事業主）

(2) 記載された個人情報は、岩手県警察本部に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、その他の目的には使用しません。

(3) 記入欄が不足する場合は、複数枚に分けて作成してください。

【記入例（別紙2：役員の一覧表）】

別紙2							
役 員 の 一 覧 表							
		建設業 許可番号	03-001234				
		所在地	奥州市水沢大手町1-2				
		商号又は名称	(株) 岩手建業				
		代表者職・氏名	代表取締役社長 岩手 一郎				
No.	役職	氏名	氏名のカナ (カタカナ)	性別 (男・女)	生年月日 (大正T、昭和S、平成H)		住所
1	代表取締役社長	岩手 一郎	イワテ イチロウ	男	S 21 . 5 . 5		奥州市水沢大手町5-5
2	取締役	岩手 花子	イワテ ハナコ	女	T 13 . 7 . 30		奥州市水沢大手町5-5
3	取締役副社長	岩手 太一	イワテ タイチ	男	S 54 . 1 . 15		奥州市江刺大通り7-13
4	取締役総務部長	北上 太郎	キタカミ タロウ	男	S 35 . 6 . 22		花巻市花城町1-41
5	監査役	盛岡 八郎	モリオカ ハチロウ	男	S 40 . 3 . 20		岩手郡岩手町大字五日市9-48

※ この書類には、「監査役」も記入してください。

「資本関係・人的関係に関する届出書」とは、記載対象の範囲が異なっておりますので、御注意ください。

※ この書類は、書面による提出のほか、振興局土木部・土木センターあて電子メールで提出してください。

25 技術者登録連絡票

【対象者】全ての申請者

【留意事項】

- (1) 令和7年1月31日時点の状況を記入してください。
- (2) 記入する技術者は、申請する工事種別に対応する建設工事の国家資格等を有する技術者及び実務経験者です。
- (3) 令和5・6年度資格者名簿既登載で、今回更新申請をする方は、令和7年1月に配付された技術者登録連絡票に、赤インク又は赤ボールペンにより令和7年1月31日時点の状況に修正し、提出してください。変更がなければそのまま提出してください。用紙が不足する場合は、県のホームページからダウンロードした様式を使用してください。
- (4) 令和5・6年度資格者名簿未登載で、今回新規申請する方は、県のホームページからダウンロードした様式を使用してください。

【記載要領】

項目	記載要領				
建設業許可番号	申請書（様式第1号）の許可番号の記載方法と同じ。				
業者名	【法人の場合】商号又は名称 【個人の場合】代表者の氏名				
番号	(1) 登録する技術者に番号を設定。 (2) 技術者を追加するときは、技術者登録連絡票に出力されている最終番号の技術者の次の新しい番号を設定。 ※ 退職した技術者の空き番号は、同一人の再雇用（復活）の場合を除き、使用しない。また、末尾の欠番に注意。				
処理区分	次に該当する場合にのみ処理区分コードを記入。 処理区分コード <table border="0" style="margin-left: 20px;"><tr><td>(新規) 新たに採用した技術者を登録する場合→「1」</td></tr><tr><td>(変更) 登録済の技術者の内容を変更する場合→「2」</td></tr><tr><td>(削除) 登録済の技術者が退職した場合 →「3」</td></tr><tr><td>(復活) 再雇用の技術者を同番号登録する場合→「4」</td></tr></table> ※ 処理区分コードの記載のないものは、処理されませんので必ず記載してください。	(新規) 新たに採用した技術者を登録する場合→「1」	(変更) 登録済の技術者の内容を変更する場合→「2」	(削除) 登録済の技術者が退職した場合 →「3」	(復活) 再雇用の技術者を同番号登録する場合→「4」
(新規) 新たに採用した技術者を登録する場合→「1」					
(変更) 登録済の技術者の内容を変更する場合→「2」					
(削除) 登録済の技術者が退職した場合 →「3」					
(復活) 再雇用の技術者を同番号登録する場合→「4」					
技術者氏名	技術者氏名（カナ）の欄にはカタカナで、技術者氏名（漢字）の欄には漢字でそれぞれ姓と名の間を1字分あけて記入。				
生年月日	技術者の生年月日を次の例を参考に記入。 年号コード <table border="0" style="margin-left: 20px;"><tr><td>大正 2 (例) 昭和 36 年 8 月 10 日生まれ</td></tr><tr><td>昭和 3 → 3. 36. 8. 10</td></tr><tr><td>平成 4</td></tr></table>	大正 2 (例) 昭和 36 年 8 月 10 日生まれ	昭和 3 → 3. 36. 8. 10	平成 4	
大正 2 (例) 昭和 36 年 8 月 10 日生まれ					
昭和 3 → 3. 36. 8. 10					
平成 4					
監理技術者番号	技術者が監理技術者資格者証の交付を受けている場合は8桁又は11桁の交付番号を記入。削除する場合は、「00000000」と記入。 なお、「監理技術者の業種」の欄は、該当する業種に「1」を記入。				
経専	(1) 技術者が法第7条第1号に規定する「経営業務の管理責任者」となっている場合又は1業種でも法第7条第2号及び第15条第2号に規定する「営業所専任の技術者」となっている場合、「1」を記入。 (2) 登録済の技術者が「経営業務の管理責任者」又は「営業所専任の技術者」でなくなった場合は「0」と記入。				

項目	記載要領				
処理結果	※ 記入の必要はありません。				
資格	(1) 別表5 「資格区分コード表」からコードの3桁を記入。 なお、実務経験年数により技術者として認められた者については、次の区分により資格の欄にそのコードを記入。 資格区分コード <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>「001」</td> <td>...実務経験年数が、大学又は高専卒業後3年以上又は高校卒業後5年以上である者</td> </tr> <tr> <td>「002」</td> <td>...実務経験年数が10年以上である者</td> </tr> </table> (2) 一級建築士（建築士法）と2級建築施工管理技士（建設業法）のように同一技術者が根拠法令の異なる資格を有する場合は、全て記入。 一級建築士と二級建築士のように根拠法令が同じ資格の場合は上位の資格のみを記入。 (3) 申請する工事種別に対応しない資格は、記入しない。	「001」	...実務経験年数が、大学又は高専卒業後3年以上又は高校卒業後5年以上である者	「002」	...実務経験年数が10年以上である者
「001」	...実務経験年数が、大学又は高専卒業後3年以上又は高校卒業後5年以上である者				
「002」	...実務経験年数が10年以上である者				
業種	「資格」コードを「001」～「004」、「064」と記入した場合に、該当する業種のコードを別表4 「建設工事の種類コード表」から記入。				
合格番号	「資格」コードが「111」以降の場合に国家資格の資格者証番号を記入。 (※英字又は数字で12桁を超える場合は下12桁を記入) (1) 建設業法による資格…合格証明書の番号 (2) 建築士法による資格…免許証の番号 (3) 技術士法による資格…登録証の番号 (4) 電気工事士法・電気事業法・水道法による資格…免状の番号 (5) 消防法による資格…免状の交付番号のうち、当初に取得した指定区分のもの (6) 職業能力開発促進法（旧職業訓練法）による資格 …合格証書の裏側に記載されている下12桁の技能士番号 ※ 合格番号は、英字、数字のみで表記。漢字、かなは使用しない。				

【記載事項の確認書類等の提示】

次に掲げる書類を提示し、技術者登録連絡票に記入した事項について確認を受けてください。

(1) 更新申請する場合 (※令和5・6年度資格者名簿に登載されている場合)

今回新たに登録する技術者（復活を含む。）又は資格について、ア～オにより確認します。

(2) 新規申請する場合 (※令和5・6年度資格者名簿に登載されていない場合)

すべての技術者について、ア～オにより確認します。

ア 「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」並びに
「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」

イ (アにより雇用状況を確認できない場合) 出勤簿及び賃金台帳

※ 原則として直前2ヶ月分。

ウ 国家資格を有する者の資格者証の写し (※今回新たに登録する技術者又は資格に係るもの。)

エ 監理技術者資格者証の交付を受けている者の資格者証及び監理技術者講習修了証の写し (※今回新たに登録する技術者又は資格に係るもの。)

オ 実務経験技術者の場合、実務経験証明書（写し可）(※今回新たに登録する技術者又は資格に係るもの。)

V 申請後の手続き等

1 変更届の提出

申請書を提出した後、申請書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに「県営建設工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第13号）」を提出してください。

可能な限り、建設業法に基づく許可の変更届出と同時に提出することをお勧めします。

(建設業法に基づく許可の届出とは別個の手続きです。)

重要！ 変更登記完了前でも..

個別の入札・契約については、「県営建設工事競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（様式第13号）」の手続完了前でも入札執行機関又は契約担当機関にその旨を申し出の上、変更後の内容により行ってください。

・「代表者」「受任者」「商号又は名称」及び「所在地」の変更に伴い、ICカードの記載内容に変更が生じた場合は、変更前のICカードは使用できません。

・上記事由によりICカードの使用ができない場合に、入札参加を希望する（入札参加申請中の場合を含む）ときは、直ちに入札執行機関に連絡し、必要な手続を確認してください。

※変更前のICカードを使用していることが判明した場合、その入札は無効となります。

＜参考＞代表者等の変更があった場合の電子入札システムにおけるICカード使用の注意事項について

ホームページ <https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1017413.html>

(1) 提出場所　主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部・土木センター

(2) 届出を要する変更事項及び添付書類

変更事項	提出書類
主たる営業所（本社）の所在地	<input type="checkbox"/> 様式第13号
商号又は名称	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書（部分写し可）
代表者の職名、氏名	
技術職員（技術職員名簿の記載事項）	<input type="checkbox"/> 様式第13号 <input type="checkbox"/> 技術者登録連絡票 ※変更事項を朱書きで加筆してください。 ※資格者証の写し等、資格取得を確認できる書類を提出又は提示してください。 ※技術職員を追加する場合は、資格取得を確認できる書類のほか、当該技術職員の雇用状況を確認できる書類を提出又は提示してください。
主たる営業所（本社）の電話番号、FAX番号	<input type="checkbox"/> 様式第13号
建設業法に基づく許可換え（知事↔大臣）	
許可区分の変更（一般↔特定）	
建設業法に基づく許可業種の廃業	

(一部業種の廃業を含む)	
--------------	--

(3) 提出部数

申請者控えが不要	1部
申請者控えが必要 (受付印押印を希望)	2部 (郵送の場合、切手を貼付の上、返信用封筒を添付。)

2 一定の場合における再度の資格審査申請（随時申請）

申請書提出後、次のいずれかに該当し、かつ、県営建設工事競争入札への参加を希望する場合は、主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部・土木センターに事前に連絡の上、再度、隨時に資格審査の申請を行ってください。

(1) 合併、分割等

ア 対象

- ① 県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した場合
- ② 営業又は事業の一部を譲渡した場合
- ③ 会社分割をした場合

イ 提出場所

主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部・土木センター

ウ 提出書類

- ① 申請書類一式（新会社を申請者とするもの）
- ② 営業又は事業の承継、譲渡等の内容が分かる書類（合併契約書の写し等）

(2) 個人から個人への承継

ア 対象

個人事業主から他の個人（親族等）が承継した場合

イ 提出場所

主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部・土木センター

ウ 提出書類

- ① 申請書類一式（承継引受者を申請者とするもの）
- ② 県営建設工事競争入札参加資格承継申請書（様式第1号の1）
- ③ 営業用資産の承継調書（様式第2号）
- ④ 個人の事業開始等申告書の写し

（解説： <https://www.pref.iwate.jp/kensei/zei/youshiki/1011312.html>）

(3) 個人から法人への承継

ア 対象

個人から法人となり承継した場合

イ 提出場所

主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部・土木センター

ウ 提出書類

- ① 申請書類一式（新会社が申請者のもの）
- ② 県営建設工事競争入札参加資格承継申請書（様式第1号の2）
- ③ 営業用資産の承継調書（様式第2号）
- ④ 法人の事業開始等申告書の写し

(解説：<https://www.pref.iwate.jp/kensei/zei/youshiki/1011305.html>)

(4) 経常共同企業体の結成

経常共同企業体による資格審査申請は、定期申請のほか、隨時に申請することができます。

ア 提出場所

① 経常共同企業体の代表者が県内企業の場合

代表者の主たる営業所の所在地を所管する広域振興局土木部・土木センター

② 経常共同企業体の代表者が県外企業の場合

岩手県国土整備部建設技術振興課（盛岡市内丸 10-1 電話 019-629-5943）

イ 提出書類

「手引き別冊 経常共同企業体の申請手続きについて」を参照ください。

ウ 留意事項

経常共同企業体とその構成員について、資格者名簿への同時登載は行わないため、経常共同企業体として資格者名簿に登載された場合、その工事種別については、各構成員の単一企業としての競争入札参加資格は失効します。少なくとも名簿有効期間中の受注方針について十分考慮の上、申請してください。

VI 申請書提出前のチェックリスト

下記の表は、申請書作成時に誤りが生じやすいと考えられる事項をとりまとめたものです。

申請書提出前に、念のため再度の確認をお願いします。

No.	項目	内 容	確認
1	申請要件	申請要件（税金の納付、社会保険等の加入、技術者数要件等）を満たしているか。 特に、技術者数要件については、申請する工事種別ごとに要件（経営業務の管理責任者と営業所専任の技術者以外に、現場に専任で配置できる技術者がいること。）が満たされているか。	<input type="checkbox"/>
2	提出書類	県営建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式第1号、別紙）をそれぞれA3に拡大コピーしたものが添付されているか。	<input type="checkbox"/>
3	提出書類	入札に必要な書類（資本・人的関係に関する届出書）が添付されているか。	<input type="checkbox"/>
4	納税証明書	納税証明書について、定められた様式が添付されているか。 また、発行から3ヶ月以内の原本が添付されているか。	<input type="checkbox"/>
5	様式第1号	「許可を受けている建設業の種類」欄に、一般建設業の場合は「1」、特定建設業の場合は「2」が記入されているか。	<input type="checkbox"/>
6	様式第1号	技術等評価点数の加点（地域貢献活動、障がい者雇用、新卒者雇用等）を希望する場合、C#19の「技術等評価点数」欄に数字（点数）が記入されているか。算定に誤りはないか。	<input type="checkbox"/>
7	様式第1号及び別紙	「申請区分」欄に、「1」（新規申請）又は「2」（更新申請）が記入されているか。	<input type="checkbox"/>
8	様式第1号の別紙	申請する工事種別に対応した建設業許可の状況、完成工事高等所定の事項が記入されているか。申請しない工事種別、その他工事種別と取り違えた誤記入はないか。	<input type="checkbox"/>
9	様式第1号の別紙	舗装工事を申請する場合、C#20「舗装」の「舗装施工管理技術者」欄に、1級舗装施工管理技術者の場合「1」、2級舗装施工管理技術者の場合「2」が記入されているか。	<input type="checkbox"/>
10	様式第1号の別紙	申請する工事種別の直前2年間（3年間）の年間平均完成工事工事高が、「官公庁」+「民間」=「合計」になっているか。 ※「官公庁」+「民間」=「合計」となるよう千円未満の端数を調整してください。	<input type="checkbox"/>
11	様式第1号の別紙	5業種を申請する場合において、希望する等級別区分（格付）がある場合には記入しているか。 (空欄の場合は、特に希望がないものとして取り扱う。)	<input type="checkbox"/>
12	様式第7号及び第8号	災害緊急時の協力対応と地域貢献活動は、令和4年度又は令和5年度の実績のものであるか。	<input type="checkbox"/>

VII 県営建設工事の入札実務

1 県営建設工事の入札制度

岩手県ホームページに、入札制度等について記載した手引きを公開しておりますので、御確認ください。(\Rightarrow <https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1010493/1010494.html>)

2 電子入札システム

岩手県では、県営建設工事を入札により発注する場合、特別の事情がない限り、電子入札システムにより行っています。

このため、県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されても、電子入札システムの利用者登録がない場合は、入札に参加できませんので御注意ください。

電子入札システムの概要や利用者登録の方法等については、岩手県ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

(\Rightarrow <https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/kouji/1017413.html>)

3 資格審査申請書と併せて提出する書類

以下の書類を、別冊「令和7・8年度（本番年）県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き～入札に必要な書類～」（12月中旬公表予定）のとおり提出してください。作成方法等についての問い合わせは、岩手県出納局総務課入札担当（電話 019-629-5058）あてお願いします。

- (1) 工事実績調査票
- (2) 資本関係・人的関係に関する届出書

参考1 発注標準金額

土木工事、建築一式工事、電気設備工事、管設備工事、舗装工事については、次のとおり発注の標準となる金額を設定しています。

等級別発注標準金額（令和3年6月1日～）

業種	等級別区分	発注標準金額（税込）
土木工事	特A級	350,000千円以上
	A級	60,000千円以上
	B級	25,000千円以上 60,000千円未満
	C級	25,000千円未満
建築一式工事	A級	65,000千円以上
	B級	25,000千円以上 65,000千円未満
	C級	25,000千円未満
電気設備工事	A級	25,000千円以上
	B級	25,000千円未満
管設備工事	A級	25,000千円以上
	B級	25,000千円未満
舗装工事	A級	15,000千円以上
	B級	15,000千円未満

※ 特A級は県外企業のみです。

参考2 コード表

別表1 県コード

都道府県名	コード	都道府県名	コード	都道府県名	コード
北海道	01	石川県	17	岡山県	33
青森県	02	福井県	18	広島県	34
岩手県	03	山梨県	19	山口県	35
宮城县	04	長野県	20	徳島県	36
秋田県	05	岐阜県	21	香川県	37
山形県	06	静岡県	22	愛媛県	38
福島県	07	愛知県	23	高知県	39
茨城县	08	三重県	24	福岡県	40
栃木県	09	滋賀県	25	佐賀県	41
群馬県	10	京都府	26	長崎県	42
埼玉県	11	大阪府	27	熊本県	43
千葉県	12	兵庫県	28	大分県	44
東京都	13	奈良県	29	宮崎県	45
神奈川県	14	和歌山县	30	鹿児島県	46
新潟県	15	鳥取県	31	沖縄県	47
富山县	16	島根県	32	—	—

別表2 市町村コード

市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード
盛岡市	201	和賀郡西和賀町	366	下閉伊郡山田町	482
八幡平市	214	奥州市	215	下閉伊郡岩泉町	483
滝沢市	216	胆沢郡金ヶ崎町	381	下閉伊郡田野畠村	484
岩手郡雫石町	301	一関市	209	久慈市	207
岩手郡葛巻町	302	西磐井郡平泉町	402	九戸郡野田村	503
岩手郡岩手町	303	大船渡市	203	九戸郡洋野町	507
紫波郡紫波町	321	陸前高田市	210	下閉伊郡普代村	485
紫波郡矢巾町	322	気仙郡住田町	441	二戸市	213
花巻市	205	釜石市	211	九戸郡軽米町	501
遠野市	208	上閉伊郡大槌町	461	九戸郡九戸村	506
北上市	206	宮古市	202	二戸郡一戸町	524

別表3 工事種別コード

※ 申請書(別紙)のC#20「業種コード」の欄のコード。

工事種別(申請業種)		コード
業種	土木工事	01
	建築一式工事	02
	電気設備工事	03
	管設備工事	04
	舗装工事	05
	鋼橋上部工事	06
	フレストレスト・コンクリート工事	07
	法面処理工事	08
	機械設備工事	09
	塗装工事	10
	グラウト工事	11
	通信設備工事	12
	しゅんせつ工事	13
	造園工事	14
	ボーリング工事	15
	消防設備工事	16
	標識設置工事	17
	鋼工作物工事	18
	防水工事	19

別表4 建設工事の種類コード

(建設業許可上の「建設工事の種類」)

※ 技術者登録連絡票の資格コードを「001」～「004」(実務経験者)、「064」(登録基幹技能者)と記入した場合、「業種」の欄に記入するコード。

建設工事の種類	コード
土木一式工事	01
建築一式工事	02
とび・土工・コンクリート工事	05
電気工事	08
管工事	09
鋼構造物工事	11
舗装工事	13
しゅんせつ工事	14
塗装工事	17
防水工事	18
機械器具設置工事	20
電気通信工事	22
造園工事	23
さく井工事	24
水道施設工事	26
消防設備工事	27

別表5 資格区分コード

コ ー ド	資格区分	建設業の種類														
		土	建	と	電	管	鋼	舗	し	塗	防	機	通	園	井	水
001	法第7条第2号 イ 該当 (指定学科卒業+実務経験)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
002	法第7条第2号 ロ 該当 (10年の実務経験)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
003	法第15条第2号 ハ 該当 (同号イと同等以上)	△	△		△	△	△	△						△		
004	法第15条第2号 ハ 該当 (同号ロと同等以上)			△					△	△	△	△	△	△	△	△
建設業法 (技術検定)	111	1級建設機械施工管理技士	◎	◎				◎								
	212	2級建設機械施工管理技士 (第1種~第6種)	○	○				○								
	113	1級土木施工管理技士	◎	◎		◎	◎	◎	◎						◎	
	AAA	1級土木施工管理技士 (3年の実務経験を要する)									③			③		
	11H	1級土木施工管理技士補		③					③	③	③			③	③	
	214	2級土木施工管理技士	土木	○	○		○	○	○						○	
	AAB	2級土木施工管理技士 (5年の実務経験を要する)	土木								⑤	⑤			⑤	
	21J	2級土木施工管理技士補	土木		⑤				⑤	⑤	⑤			⑤	⑤	
	215	2級土木施工管理技士	鋼構造物塗装							○						
	AAC	2級土木施工管理技士 (5年の実務経験を要する)	鋼構造物塗装		⑤				⑤	⑤				⑤	⑤	
	21K	2級土木施工管理技士補	鋼構造物塗装		⑤				⑤	⑤	⑤			⑤	⑤	
	216	2級土木施工管理技士	薬液注入		○											
	AAD	2級土木施工管理技士 (5年の実務経験を要する)	薬液注入						⑤	⑤	⑤			⑤	⑤	
	21L	2級土木施工管理技士補	薬液注入		⑤				⑤	⑤	⑤			⑤	⑤	
	120	1級建築施工管理技士	◎	◎		◎			◎	◎						
	AAE	1級建築施工管理技士 (3年の実務経験を要する)									③			③	③	
	12C	1級建築施工管理技士補		③					③	③	③			③	③	
	221	2級建築施工管理技士	建築	○												
	AAF	2級建築施工管理技士 (5年の実務経験を要する)	建築		⑤					⑤	⑤	⑤			⑤	⑤
	222	2級建築施工管理技士	躯体		○		○									
	AAG	2級建築施工管理技士 (5年の実務経験を要する)	躯体							⑤	⑤	⑤			⑤	⑤
	223	2級建築施工管理技士	仕上げ							○	○					

	AAH	2級建築施工管理技士 (5年の実務経験を要する)	仕上げ	⑤					⑤		⑤	⑤
	22D	2級建築施工管理技士補		⑤				⑤	⑤	⑤		⑤
	127	1級電気工事施工管理技士		◎								
	AAI	1級電気工事施工管理技士 (3年の実務経験を要する)						③			③	
	12E	1級電気工事施工管理技士補						③				③
	228	2級電気工事施工管理技士		○								
	AAJ	2級電気工事施工管理技士 (5年の実務経験を要する)						⑤			⑤	
	22F	2級電気工事施工管理技士補						⑤				⑤
	129	1級管工事施工管理技士		◎								
	AAK	1級管工事施工管理技士 (3年の実務経験を要する)					③	③	③	③	③	
	12G	1級管工事施工管理技士補				③		③		③	③	③
	230	2級管工事施工管理技士		○								
	AAL	2級管工事施工管理技士 (5年の実務経験を要する)				⑤		⑤		⑤	⑤	⑤
	23A	2級管工事施工管理技士補				⑤		⑤		⑤	⑤	⑤
	131	1級電気通信工事施工管理技士						◎				
	232	2級電気通信工事施工管理技士							○			
	133	1級造園施工管理技士								◎		
	AAM	1級造園施工管理技士 (3年の実務経験を要する)		③			③	③	③		③	③
	13D	1級造園施工管理技士補		③			③	③	③		③	③
	234	2級造園施工管理技士								○		
	AAN	2級造園施工管理技士 (5年の実務経験を要する)		⑤			⑤	⑤	⑤		⑤	⑤
	23E	2級造園施工管理技士補		⑤			⑤	⑤	⑤		⑤	⑤
建築士法	137	1級建築士		◎		◎						
	238	2級建築士		○								
技術士法	141	建設・総合技術監理(建設)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理 (建設「鋼構造及びコンクリート」)	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎		
	143	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	◎	◎								
	144	電気電子・総合技術監理(電気電子)			◎					◎		
	145	機械・総合技術監理(機械)							◎			

	146	機械 「流体工学」 又は「熱工学」 ・ 総合技術監理 (機械 「流体工学」 又は「熱工学」)	◎		◎						
	147	上下水道 ・ 総合技術監理 (上下水道)		◎							◎
	148	上下水道 「上水道及び工業用水道」 ・ 総合技術監理 (上下水道 「上水道及び工業用水道」)		◎						◎	◎
	149	水産 「水産土木」 ・ 総合技術監理 (水産 「水産土木」)	◎	◎		◎					
	150	森林 「林業」 ・ 総合技術監理 (森林 「林業」)								◎	
	151	森林 「森林土木」 ・ 総合技術監理 (森林 「森林土木」)	◎	◎						◎	
	152	衛生工学 ・ 総合技術監理 (衛生工学)			◎						
	153	衛生工学 「水質管理」 ・ 総合技術監理 (衛生工学 「水質管理」)			◎						◎
	154	衛生工学 「廃棄物管理」 ・ 総合技術監理 (衛生工学 「廃棄物管理」)			◎						◎
電気工 事士法	155	第1種電気工事士		○							
	256	第2種電気工事士		③							
電気事 業法	258	電気主任技術者 (第1種～第3種)		⑤							
電気通 信事業 法	259	電気通信主任技術者							⑤		
	235	工事担任者							③		
									注8		
水道 法	265	給水装置工事主任技術者		①							
消防 法	168	甲種 消防設備士									○
	169	乙種 消防設備士									○
職業 能力開 発推進 法	164	1級型枠施工	○								
	264	2級型枠施工	③ 注9								
	157	1級とび・とび工	○								
	257	2級とび・とび工	③ 注10								
	173	1級コンクリート圧送施工	○								
	273	2級コンクリート圧送施工	③ 注9								
	166	1級ウェルポイント施工	○								
	266	2級ウェルポイント施工	③ 注11								
	174	1級冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管		○							
	274	2級冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管		③							

175	1級給排水衛生設備配管			○											
275	2級給排水衛生設備配管			(3)											
176	1級配管（注6）・配管工			○											
276	2級配管（注6）・配管工			(3)											
170	1級建築板金「ダクト板金作業」			○											
270	2級建築板金「ダクト板金作業」			(3)											
18 1	きゅう 1級 鉄工（注7）・製罐				○										
281	きゅう 2級 鉄工（注7）・製罐				(3)										
188	1級塗装・木工塗装・木工塗装工					○									
288	2級塗装・木工塗装・木工塗装工					(3)									
189	1級建築塗装・建築塗装工					○									
289	2級建築塗装・建築塗装工					(3)									
190	1級金属塗装・金属塗装工					○									
290	2級金属塗装・金属塗装工					(3)									
191	1級噴霧塗装					○									
291	2級噴霧塗装					(3)									
167	路面標示施工					○									
196	1級造園											○			
296	2級造園											(3)			
197	1級防水施工										○				
297	2級防水施工										(3)				
198	1級さく井												○		
298	2級さく井												(3)		
061	地すべり防止工事		① 注12											①	
040	基礎ぐい工事		○												
062	建築設備士			①	①										
063	計装			①	①										
064	登録基幹技能者		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

備考

- 1 「△」は、該当する建設工事の種類においてのみ有効です。
- 2 「①」「③」「⑤」の数字はそれぞれ、当該資格取得後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。
- 3 「○」は指定業種（5業種）の格付要件で「1級相当」に、「○」「①」「③」「⑤」「△」は「2級相当」にそれぞれ該当します。
- 4 職業能力開発促進法による等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要します。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上で足ります。
- 5 登録基幹技能者は、別表5-2の対応する工事種別に応じて申請してください。2級相当の技術者として扱います。
- 6 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」といいます。）による改正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- 7 鉄工：昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限られます。
- 8 「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の資格者証又は「総合通信」の資格者証に限る。令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格し、電気通信主任技術者資格者証に交付を受けようとする者の養成課程を修了し、又は総務大臣から同等以上の認定を受けたもので、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し3年以上の実務の経験を有するものとするもの
- 9 合格後、コンクリート工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- 10 合格後、とび工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- 11 合格後、土工工事に関し3年以上の実務経験を有する者
- 12 合格後、土工工事に関し1年以上の実務経験を有する者

別表5－2 登録基幹技能者の対応表

※ 登録基幹技能者を技術者として記入する際の別表5において対応する建設工事の種類。

登録基幹技能者	対応する工事種別
登録電気工事基幹技能者	電気、通信
登録橋梁基幹技能者	とび、鋼構
登録造園基幹技能者	造園
登録コンクリート圧送基幹技能者	とび
登録防水基幹技能者	防水
登録トンネル基幹技能者	とび
登録建設塗装基幹技能者	塗装
登録機械土工基幹技能者	とび
登録海上起重基幹技能者	しゅんせつ
登録PC基幹技能者	とび
登録配管基幹技能者	管
登録鳶・土工基幹技能者	とび
登録切断穿孔基幹技能者	とび
登録エクステリア基幹技能者	とび
登録外壁仕上基幹技能者	塗装、防水
登録ダクト基幹技能者	管
登録グラウト基幹技能者	とび
登録冷凍空調基幹技能者	管
登録運動施設基幹技能者	とび、舗装、造園
登録基礎工基幹技能者	とび
登録標識・路面標示基幹技能者	とび、塗装
登録土工基幹技能者	とび
登録発破・破碎基幹技能者	とび
登録圧入工基幹技能者	とび
登録送電線工事基幹技能者	とび、電気
登録消火設備基幹技能者	消防
登録さく井基幹技能者	さく井
登録あと施工アンカー基幹技能者	とび
登録計装基幹技能者	電気、管、機械器具設置、通信
登録土質改良基幹技能者	とび
登録都市トンネル基幹技能者	とび
登録潜函基幹技能者	とび